

平成22年第4回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成22年12月14日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 2時59分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

2番	十河剛志君	3番	松ヶ平哲幸君
4番	渡辺英次君	5番	丹正臣君
6番	粥川章君	7番	出合孝司君
8番	伊藤隆雄君	9番	谷口隆徳君
10番	国忠崇史君	11番	小池浩美君
12番	山田道行君	13番	井上久嗣君
14番	岡崎治夫君	15番	田宮正秋君
16番	神田壽昭君	17番	菅原清一郎君
18番	斉藤昇君	19番	岡田久俊君
議長 20番	山居忠彰君		

欠席議員(1名)

副議長 1番 遠山昭二君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
副市長	城守正廣君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君
市民部長	有馬芳孝君	保健福祉部長	織田勝君
経済部長	伊藤暁君	建設水道部長	土岐浩二君
朝日総合支所長	川越一男君		

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 尾崎学君

教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会会長 石川誠君

農業委員会会長 松川英一君

農業委員会会長 山本良文君

監査委員 三原紘隆君

監査委員局長 岡強志君

事務局出席者

議事事務局局長 藤田功君

議事事務局局長 小ヶ島清一君

議事事務局査査主任 東川晃宏君

議事事務局主任主任 御代田知香君

議事事務局主任 岡村慎哉君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。1番 遠山昭二副議長から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は11名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。10番 国忠崇史議員。

10番(国忠崇史君)(登壇) 2010年第4回定例会に当たり、一般質問を行います。

さて、21世紀も最初の10年が終わろうとしています。私が小学生のころを思い出してみますと、21世紀などまだ先の夢であり、その分期待や希望が膨らみ、科学技術は極限まで進み、また豊かで平和な世界が訪れると思っていたものですし、更に言えば、そういったテーマの未来予想を、よく学校の水彩画などでかかされたものです。しかし、現実には2001年9月11日のニューヨークにおける同時多発テロに始まり、それへの報復攻撃がアフガニスタンやイラクに向けて行われ、我が日本も巻き込まれていきました。最近では、北朝鮮が韓国の延坪島への砲撃を行い死者が出るなど、東アジアの情勢も大変緊張しております。まさに平和と繁栄からはほど遠いこの10年間でし、また、経済的にも、いわゆる小泉改革と言われる市場原理万能の考え方が大手を振り、企業は地域や従業員のために存在するのではなく、ひたすら株主の利益を生み出す投機対象へと順化されていき、この嵐のもと、地域経済が縮小、疲弊し、例えば土別市の人口もこの10年で3,000人近く、1割以上が減ったわけであります。

一方でこの10年、インターネットなどの情報テクノロジーを中心に、科学技術は大変進歩しました。しかし、かつてはインターネットが普及すればどこでも仕事ができるんだから、都市と農村部との格差はなくなる、そんなふうに喧伝されていたのに、現実にはあに図らんや、ブロードバンド、光ファイバーなど大容量の回線の整備は結局都会優先であり、インターネットの普及によって、その関連産業もより一層都市に集積していき、農村部、郡部との情報格差も一層開いたのが現実であります。ですから、私がきょう取り上げる地上デジタル放送にも、例えば電波の帯域が増えて、無線インターネットや携帯電話のサービスがよくなるとか、あいた電波帯を災害情報にも使えるとか、バラ色の宣伝がされていますが、しかし、これはどこか裏腹

な現実があるのではないかと、まゆにつばをしておる次第であります。

ともあれ、地上デジタル放送への完全移行まであと222日となりました。6月の第3回定例会でも取り上げた地デジ問題について、いま一度3点にわたって質問をさせていただきます。

まず、第1は、民間建物のビル陰となる受信障害についてであります。先週の12月6日月曜日に開かれたあけぼの・創成地域政策懇談会でも話題になったのですが、さんあいビル、それからトヨタの社宅メゾン士別のおのおのの共聴設備撤去に伴い、それぞれのビル陰になっていた世帯のほとんどは地デジ移行に伴い、アンテナを自分で調達しなければならなくなりました。その対象世帯は、あけぼの自治会等の範囲に集中しており、また、市の建物によるビル陰世帯とモザイク状に入り組んでいるのです。例えば、大きな通りを挟んでこちらはビル陰で、通りのこちら側はビル陰じゃないと、そんなふうに画然と分かれるわけではなく、例えば5メートル隣のうちは市の建物のビル陰で、こちらのお宅は民間建物のビル陰だと、そういったモザイク状の状態なのであります。この点で市がとった対策は、市有建物のビル陰についてアンテナの現物配布という形でほぼ終了しており、これだけを見れば、むしろ一般的には市はしっかり対策したと高い評価ができるわけです。

しかし、ここでの問題はさんあい、それからトヨタという民間企業の対応が残念なことであり、また、そういった民間企業と住民との間を取り持つべき調停機関、これは総務省北海道北テレビ受信者支援センター、通称デジサポ道北といえます。この調停機関が生涯学習情報センターいぶき等に数日間出張してきて相談会を開くのみであり、一軒一軒訪問まではしない、それが問題なのであります。地デジ化すること、これはいわば国策であります。また、さらに最近では、地デジ商法の被害ということをいろいろ云々と言われているぐらいでありますから、ちゃんとした信頼すべき公共機関、あるいは権威になる機関がビル陰世帯を訪問して支援すべきと思いますが、市もこの国策の末端を担うのであれば、きちんと総務省デジサポ道北にもっと民間ビル陰世帯の実態を把握して、デジサポ道北よ動けと、そのように言ってもいいのではないかと私は思う次第ですが、この点のお考えをお聞かせ願います。

地デジの2番目なんですが、民間共聴設備の問題は民間人同士で対応していかなければならないのももちろん原則であります。事実、さんあいと、それからトヨタ、この2つの法人からの市民向け説明会、懇談会、これはこの秋、あけぼの自治会のイニシアチブにより行われたところです。市が直接の当事者でないのは今も言いましたし、何度も確認していることです。また、市議会議員である私も市民から相談されても非常に、正直言って心苦しいところです。しかし、このままではアンテナの設置条件や、それからアンテナに関する費用などをめぐって紛争になるケースも出かねないと思うのです。その点、どう思われるでしょうか、お考えを聞かせていただきたく思います。

地デジの3番目は、先月の決算審査特別委員会で菅原清一郎委員が取り上げておられました、いわゆるホワイトリストについてです。いわゆるホワイトリストに該当する世帯は、北海道新聞の記事によれば、10月末で道内で2,878世帯であると。ところが、これは調査したら、今後

5,000から6,000世帯に増えると言われている。そして、本市では該当世帯が、例えば朝日の三望台や西土別等に分散していると聞いていますが、最新のデータではどのぐらいの世帯がホワイトリストに該当するでしょうか。また、ホワイトリストに入った世帯は、これから最長で5年間、BSパラボラアンテナで日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日など東京キー局の番組を見ることとなります。今までアナログ波で、例えばSTV、HBC、HTB、UHBそれからNHKの札幌旭川といったローカル番組や地域の天気予報などを見ていた世帯も当然多いと思うんです。しかし、ホワイトリストになると地域のローカル番組が見られない。ですから、その代償についてはどうなるのでしょうか。また、この北海道新聞の記事では、総務省の北海道総合通信局長がこう言っています。「来年7月以降も共同受信施設建設などの支援を進めますが、費用の一部は国が支出しますが、住民負担を軽減するため、自治体にも差額分の支援など協力をお願いしたい」と、そのように、この大久保明局長は言っているのです。これはどういった財源を活用することになるのか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

地デジの最後に補足的にお聞きします。北海道新聞の11月19日付では、テレビ北海道が道東で放送するという記事が載っております。私は、第2定例会のときにTVHを土別全域で映るように要望してはどうかということをお願いしたんですが、TVHは方針をこのたび転換して、道東に関してはカバーしていくと。来年夏の地デジ化に合わせて、これで道内のカバー率が94%になると。つまり、土別は残り6%の中に入ってしまうわけです。前も申し上げましたが、土別市の中でも、例えば農村部の一部でこのTVHが視聴できます。しかし、市街地の大半では視聴できなくて、結局市街地に住んでいる人のほとんどは、この残り6%の残念な道民のほうに入ってしまうわけです。市として、TVH受信の実態を伝えて、何らかの要望を出すことは実際できるのではないかと。例えば、TVHの側に立って考えてみたとしても、道内ネットワーク率94%よりも100%だよというふうに対外的に宣伝できるほうがまったくいいわけであって、要望するならば今この機会しかないのではないかと。この点を補足的にお聞きしておきます。

私の質問の第2のテーマは交通安全についてでございます。きのう、12月13日までの全道の今年の交通事故死者は205人となりました。久しぶりに全国ワースト1位となっております。また、土別におきましては夏から秋にかけて交通事故死が相次いで、10月26日には交通事故防止緊急市民集会が開かれ、私も出席させていただきました。交通事故にはいろんな要因があると思いますが、今年のトピックとしては、やはり高速道路無料化の社会実験が始まったということです。交通安全について3点ほどお聞きします。

1点目は、今申し上げた高速道路について。道央自動車道を降りて土別市内に入ってくる自動車が多くなりました。高速道路の料金所前後にはカーブがあり、そこで一たん減速することになります。しかし、国道40号線に出て土別市内に入ってくるのはまた直線道路であります。やはり高速運転の余韻をどこかで引きずり、ドライバーはついスピードを出してしまいがちではないでしょうか。しっかりと、ここは市街地であること、それからここはもう自動車専用道路ではなくて、高齢者も子供も、それから夏場は自転車も通ると、そういった当たり前のこと

を知らせていかなければ、とにかく高速道路の余韻でもって短時間で士別市内を通り抜けたいと、そういうドライバー心理に負けてしまうのではないかと、私は危惧します。減速への徹底した対策をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

交通安全の2番目、国道40号線は今、例えば多寄の市街地では路側帯もしっかり引かれています。また、中央分離帯すら白線で示されています。国道40号線が片側1車線だと、そういうことがしっかり認識できていれば、今のように白線が見えなくなっている冬の間も、そういった走行の習慣ができる、そういったことが期待できます。翻って、士別のまちなかの国道40号線には路側帯が引かれていないため、いまだに片側2車線だと思い込み、右から、あるいは左から追い抜きを試みる車があります。市街地の国道では右折、左折も頻繁にあるため、片側2車線として走行すると極めて危険だと思いますが、この対策はどのようにされていくでしょうか。

交通安全の最後ですが、私は昨年第4定例会でグリーンベルト、これは広い道で便利なんだけれども、市道として50キロ制限はどうなのかと、速過ぎないかと。それから右折の方法はどうすればいいのかということを行いました。基本的に、広くて真っすぐな道というのは、本質的には自動車優位の道であります。やはり、これから人に優しい道を考えていくなれば、今後の市街地道路政策はあえてカーブをつけたり段差を設けたりして、車には半強制的に減速させる仕組みをつくと。今後、道づくり、まちづくりにそういった発想をもとに進められるよう期待して、私の一般質問を終わる次第です。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、交通安全に関する御質問に答弁申し上げ、地上デジタル放送については城守副市長から答弁申し上げます。

本年の道内における交通事故死者数は、日没が早まった11月以降、夕暮れ時間帯による高齢の歩行者が犠牲になる事故が相次ぐなど、11月末現在193名で、昨年同期と比較いたしますと3名の減少ではありますが、6年ぶりに年間全国ワースト1となる可能性が高まっており、きわめて憂慮すべき状況となっているところであります。

本市は、交通安全都市宣言のもと、日ごろより市民一丸となって交通安全運動に取り組んでいるところでありますが、今年8月から10月にかけて4名の尊い命が無くなるという異常事態であり、これら悲惨な交通事故に歯どめをかけるため、街頭啓発のほか、交通安全に対する意識をより一層高めようと、10月26日に交通事故防止緊急市民集会を開催し、事故のない安全で安心なまちづくりを進めていくことを市民の皆さんとともに誓ったところであります。

また、11月4日には、北海道知事、北海道警察本部長の連名による交通事故による犠牲者をこれ以上増やさないために、道民一人一人が交通安全に対する意識を強く持ち、交通ルールを守り、正しいマナーを実践する内容の交通死亡事故非常事態緊急メッセージが発せられたところであります。

そこで、お尋ねのありました高速道路走行後の減速を徹底する方策についてであります。本年6月28日から開始された高速道路無料化社会実験の実施に伴い、土別剣淵インターチェンジにも多くの観光客が乗降するなど、市内の交通量も増加傾向にあります。高速道路走行後、速度感覚や距離感覚が麻痺をし、一般道路に下りてもスピードを出し過ぎになりがちな車両もあり、ドライバーは交通の状況や路面状態等の交通情報を認知し、周囲の状況に応じた運転をすることが重要であります。これまでも、高速道路乗降付近での一斉パトライトや人の波・旗の波の啓発活動、さらには土別警察署においてもパトロールや速度の取り締まりを強化する等交通安全対策を講じたところ、従前に比べ安全に走行している車両も多く見られるようになったところであり、そのことから、今後におきましても交通関係機関、団体等との連携協力により、交通安全に対する意識の高揚を図ってまいります。

次に、まちなかの国道の自動車走行方法についてであります。お尋ねのありました国道40号線は車道復員が13メートルであり、北海道開発局の区画線設置基準から外側線を設置していない状況にあります。現状としては、片側2車線運用となっており、これまでも左側からの追い抜き等の危険運転が発生しておりましたことから、本年6月に旭川開発建設部土別道路事務所が試験的に多寄市街地にて外側線を設置したところ、地域住民の方々からも、設置前と比べ危険運転が減少されたようにお聞きをしているところであります。また、土別市街地におきましても、地域住民等の意見を聞く中で適用する計画もあり、円滑な交通体系と国道の自動車走行の安全性を向上させるための有効な交通安全対策の一つとして期待をいたしているところであり、今後関係機関にも要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、今後の市街地道路に対し車両速度を減速させる仕組みとして、あえてカーブをつけたり、段差を設けてはとのお話がありました。単純な直線道路に比較をし、そのような変化をつけた道路とした場合には、通過車両の速度抑制に一定の効果はあるものと存じますが、本市のような積雪寒冷地においては、道路に段差を設けることは交通安全上、あるいは除雪等の妨げになるなど、問題点も多いものと考えます。そこで、これまでの取り組みといたしましては、市営住宅東山団地を横断する道路の一部に曲線の形状を採用した事例がございますが、市外地区の道路につきましてはおおむね整備が完了している現状でありますので、今後、市街地のコミュニティ道路や、新たに住宅団地を整備する機会におきましては、人に優しい道づくりの一手法として検討してまいりたいと存じます。

人生には上り坂、下り坂、まさかの坂の3つの坂があるといわれております。交通事故は思いもよらないこのまさかにより発生するものであり、その交通事故の惨状と損害による市民の苦悩は、加害者も被害者も巻き込む、まことに憂慮すべき事態となります。交通事故の多くはちょっとした不注意、ミスや危険予測が不十分な「だろー運転」によって発生しており、交通安全の基本は、交通ルールを守るとは当然ながら、特に歩行者に対する思いやりを持つことが肝要であり、これらのことが交通事故の抑止力にもつながるものと考えております。今後におきましても交通安全の対策に努めるとともに、市民一人一人が交通安全に対する意識の高揚

を図り、交通事故に遭わない、遭わせないを目標に、交通関係機関・団体との連携協力により、交通事故のない安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から、地上デジタル放送についての御質問にお答え申し上げます。

まず、民間ビル陰問題についてであります。最初に、市の建物による難視聴対策について申し上げますと、施設は6施設あり、そのうち文化センターなどの4施設は先月共聴の改修が終了し、北部団地などの2施設は来年2月に終了の予定で、これにより難視聴世帯の方は共聴アンテナとケーブルを利用し、デジタル放送を視聴することができるものであります。また、デジタル化に伴い難視聴が解消された世帯については、従来、共聴を開始したときに個別所有のアンテナを廃棄した世帯もあることなどの事情を考慮して、アンテナ等の現物給付を行うこととしたところであります。このことについては、民間ビル陰の対策を講じている2つの企業にも事前にお伝えしてきたところでございます。

あけぼの及び創成自治会において難視聴対策を講じている民間の施設は、昭和63年からトヨタの宿泊施設、平成4年にエムシービル、このビルは平成19年から総合福祉センターさんあいになっておりますが、これらは施設ごとに難視聴対策を講じてきたことから、各世帯でその対応が異なっている状況にあります。デジタル化に伴い、これら世帯に対する難視聴対策については、両施設とも共聴アンテナ等を利用しデジタル放送を視聴することになっておりますが、難視聴が解消される世帯については、国の利用者が自己負担で地上デジタルの受信環境を整えることが原則との通達に基づき、両施設とも対策に当たっているところであります。

今次、デジタル化に伴う難視聴対策については、原因者と住民の間でその解決に向け協議されることが基本となりますが、国としてもこうした課題に対応するための相談窓口としてデジサポを設置しているところであります。市といたしましても、今回の課題については既にデジサポ道北に対策を申し入れているところでございます。デジサポ道北のお話では、まずは当事者からの御相談をいただきたいとのことでありますが、円滑にデジタル放送が視聴できるよう、市としても相談会の開催などについて、デジサポ道北に対し要請してまいりたいと考えております。

次に、ホワイトリスト世帯への支援策についてであります。ホワイトリストは、特に山間地域等において地上アナログ放送を視聴されていた世帯が、デジタル化に伴い放送を視聴することができなくなるという事態を回避するため、このような世帯に難視聴対策が整備されるまで、国が衛星アンテナやチューナー等の設置工事を無償で行い、衛星放送を利用し放送を視聴することができるようにするもので、これにより東京からの全国放送と、地域によっては既存のアンテナで一部北海道の地方放送を視聴することができるものであります。

現在、このホワイトリストに登録している地域は、朝日町茂志利地区9世帯、上士別大和地

区5世帯、西士別学田1世帯、西士別東の沢地区5世帯、温根別6区地区5世帯であります。また、さらに朝日町三望台団地地区においては、これまでデジタル放送の難視聴が解消されるとされておりましたが、デジタル放送開始後、視聴できないという事態が判明したことから、この地区の107世帯を新たにホワイトリストに登録、さらに温根別町北温地区については今月10日に開局をしておりますので、この後、受信状況調査を行い、受信できない世帯についてホワイトリストに登録してまいりたいと考えております。

ホワイトリストは、デジタル放送を当分の間視聴するための暫定的な処置であり、東京中心の放送を視聴することになることから、不便な面も生じるわけであります。市としても、国や放送事業者との調整も必要となりますが、今後、国の補助制度及び過疎債等の活用も含め、順次取り組みを行い、平成24年度中にはホワイトリストがすべて解消するよう対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、テレビ北海道（TVH放送）の視聴についてであります。この放送局は、現在、道央や道南を放送圏域としており、道北や道東では視聴することができない状況でありました。来年7月には、帯広市などの4市に中継局を整備し、放送エリアが拡大されるとの報道があり、道北についてもこのたびデジタル化への完全移行を契機にエリア拡大を期待したところありますが、TVHに確認したところ、今は道東の中継局整備を優先しており、新たな中継局の整備は今後の課題になるとお聞きしたところでありました。

そこで、TVHの視聴につきましては、さきの第2回定例会においても国忠議員の御質問にお答えをしておりますが、1つの中継局から送信される放送は複数の自治体が放送圏域となるため、この整備に当たっては単に一自治体だけで対応できるものではなく、広域的な自治体の連携・協力が不可欠となってまいります。現在実施しております市長の子ども夢トークにおいても、多くの子どもたちからTVH視聴の希望を寄せられていることもあります。今後、道北地域の広域的な課題の一つとして、関係自治体とも協力してまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 17番 菅原清一郎議員。

17番（菅原清一郎君）（登壇） 平成22年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、23年度予算編成方針についての質問であります。

牧野市政2度目の予算編成時期に当たり、公約もマニフェスト掲載にのっとり、就任以来精力的に実施しているもの、あるいは実施予定で、その実現度はおおむね達成されていることに対しては評価されるものではないかと個人的には思っております。しかしながら、次々と新たな課題が生じていることもあることから、大変に御苦労なさっているのだらうと思うのでありますが、どうか市民のためにも頑張ってくださいと思うのであります。

さて、新年度の予算編成に際しての基本的な考え方などについて、何点かを質問させていただきます。市長の公約実現とあわせて、本市の財政事情からどうしても厳しいことがたくさん

あるように思うのですが、市長就任2年目の予算編成には、やはり一番の問題は歳入で、地方交付税に依存しないといけないということでありますが、民主党政権移行後の来年度の予算についても、国政がねじれ現象下であることから、速やかな予算編成が期限内に議決されるのかも不安定な状況下にあります。そんな中で、市税歳入の対前年比ではどの程度の減少額になるのでしょうか。特に、その中で法人税は、この経済不況で各企業の黒字決算がほとんど見込まれないがために、大変厳しいと思うのでありますが、市当局は市税歳入の見込み額とその対策についてお聞かせいただきたいと思っております。

市税の安定的な歳入増を目指すためには、市内の経済界の活性化による発展が必要なことから、新年度にはどのような経済対策に重点的な予算が配分されるのでしょうか。厳しい財政事情の中ではありますが、積極的な公共事業の確保などや各商店街等への支援対策によつての底上げが必要だと思っております。公共事業の新年度予定額の総額と主な事業内容についてお聞かせいただきたいのと、あわせて毎年度末に発注されているゼロ市債の予定についても、この機会にお聞かせください。

年末を迎え、市内企業の状況は大変に厳しい経済状況にあります。本市基幹産業の農林業においても、この夏の異常気象での大幅な収穫量の減少で、農家の皆さんの悲痛な声も日増しに大きく聞こえていますし、木材・林業関係も市内での家屋建築の受注が極端に少ない状況で、これまた厳しい年末を越せるのが大きな問題となってきている中で、12月になってからの有限会社北拓フーズの期限なしでの休業で、社員65名への解雇通知がされたようでありまして、市内の多くの企業においても非常に厳しい経営実態を耳にするところであり、企業代表者はもとより、従業員におかれましては不安いっぱい師走になってきており、市当局においても早急な支援が必要であると思われませんが、この機会にでき得る対策についてもお聞かせください。そして、市長のマニフェスト実現のためへの予算規模はどのようになるのか。また、その財源措置はいかがな方法で捻出されるのでしょうか。住民福祉の向上という大きな課題は、だれが市長になっても常にイの一番に対応していかなければいけないことなどから、市民サービスの後退は絶対に避けなければいけないことから、新年度への考え方と予算の骨子をお聞かせください。

次には、やはり市政運営のかなめであります市立病院の安定的な運営をするためには、その対策が後手後手、あるいは他力の中で大変に不安定な状況下であり、市長はもとより、議会や市民の皆様におかれましては、本市の一番の関心事であり、一様に心配な出来事でありまして、毎年的一般会計からの繰出金によって、市民の健康増進と命を守ってきているのでありますが、新年度からは更なる厳しい局面が予想される中で、その予算措置が結果論での赤字補てん対策でよろしいのでしょうか。病院経営そのものが成り立たない今日的な苦しい状況下であり、市民の意見や理解もいただきながら、大きな変革も視野に入れながら、早急に安定的な経営をするために決断が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。土別市が今後も安心・安全に暮らせるまちであるためにも、その考え方と健全経営のためへの対策を聞かせてください。

次には、国民健康保険事業の安定的な運営についてであります。平成21年度からは特に健全経営に支障が出てきたことから、22年度当初予算は実質赤字予算を編成するとともに、税負担の見直しをしたところであります。この税負担の見直しによって、5年ほどで健全化を図るとしてはありますが、当時の医療給付費などの見込みと現在の状況に大きく乖離は生じていないのか、そして現在の保険料のままでは本当に健全化が図れるのか、あわせて、平成22年度の決算見通しと新年度の運営方針についてお聞かせください。

2問目の質問は、てん菜の地域振興策についてであります。

本市では、日本甜菜製糖士別製糖所で盛んに今年度の操業が行われております。士別工場では、ビート受入量は上川、留萌、空知の管内からの作付面積4,976ヘクタールからの収穫量は25万トンだそうであります。北海道新聞の記事によりますと、7月以降の高温と多雨で湿害によって原料のビート収穫量は大きく減少し、1ヘクタール当たりの収穫量は前年度に比べて約10トンも少ない50トンにとどまっているのであります。天候に左右された今年度の収穫量ではありますが、本市のてん菜作付面積等の内容を見ますと、過去5年間の実績からしますと、面積では平成20年度の603ヘクタールがピークで、今年度は557ヘクタールと約8%の減少傾向にあります。市内農家の175戸が、1年間の収穫量が対前年比約40%減の大幅な落ち込みになったのであります。作付面積の増加対策としては、水田・畑作経営所得安定対策が平成19年度から始まったことで、ほかの地域において作付確保が難しい状況が発生し、本市としては積極的に作付増を図るべく、地域一体となつての対応を図っているのであります。市では、農林水産業費の中でてん菜作付振興事業費として平成21年度では1,034万1,000円、今年度は1,066万6,000円の予算を措置して安定的な作付面積の確保と収穫を目指しているのでありますが、最初にこの事業の成果と助成金の基準内容をお聞かせください。

更には、市内農家で地元にてん菜加工場があるにもかかわらず作付面積が伸びないで、むしろこの3年前から減少している理由はどこにあるのでしょうか。このままの状況では地元てん菜加工工場にも大きな影響を与えかねないのではないのでしょうか。製糖所にお聞きしましたところ、原料であるビートの収穫量の減少によって、今年度の操業はこの12月で終了するそうあります。この工場では、通常年であれば年末年始も休むことなく24時間のフル操業が翌年の1月中旬まで続き、そこで働く人は従業員、季節労働者、下請を合わせると約250人にもなるそうありますし、ビートの運搬する車両などや関連企業を考えると、直接的にビートの収穫量の大小によって大きく影響を及ぼすことが明白であります。したがって、この機会に地元てん菜工場の安定的原料の収量を確保すべき対策と地元作付面積を拡大していくための新しい支援策の考えはできないのでしょうか。

また、企業側に対しての支援も当然のように必要だと思うのでありますが、いかがでしょうか。そして、農家だけの問題とすることなく、建設業者での新規参入も視野に入れながら、原料の安定供給を地元からしていくためにも、その支援策も考えられないのでしょうか。農地の耕作放棄地も、今以上に増加させないためにも、地元企業の参入によって解決でき得るので

はないでしょうか。そして、農家後継者問題の解決のためにも、農地の貸し付けなども積極的に取り組むことが行政側の役割だと思っております。

てん菜工場の本市への貢献度は非常に大きいものと私は承知しておりますが、今後も土別製糖所が安定的な操業を続けていくためには、一にも二にも作付面積を増加して、安定的な地元産原料を供給することにあるのであります。地元経済界に与える影響や市税歳入においても大変に大きな存在のある企業を、あらゆる面からバックアップすることが大切であります。この質問の機会に、日本製糖所の地元貢献度に対する評価と認知度をお聞かせいただきたいのと、経済効果のほどはどれくらいなのかをお答えください。

最後の質問ですが、博物館のリニューアル展示についてであります。

現在、土別市博物館は1981年、昭和56年に現在地に建設以来のリニューアルが、工期である12月20日の完成を目指して最後の追い込みのころだと思います。開館以来、多くの市民や訪れた皆様に愛されてきた貴重な市民のための博物館でありました。過去3年間の来館者の人数は、平成19年度では6,107人、20年度では5,453人、更には、昨年度では5,050人とそれぞれ11%の減、7.4%減と利用者が少なくなってきておりました。市民や博物館スタッフが待望の展示がリニューアルされることで、来館者増を大きく期待する一人であります。

今回のテーマは「天塩の自然と歴史」ということで、朝日町との合併でその歴史と自然を取り上げ、流域全体を紹介する企画のようであります。改修本体工事、電気工事は11月9日に入札をし、1,200万円で落札され、工期は先ほども話しましたが12月20日でありまして、施設の改修工事完成後に館長以下の職員が1月下旬の完成を目指して、年末年始もあわただしく展示作業に汗を流すようであります。新規展示した博物館のオープニングが1月下旬の予定だそうで、本当に工事中の職員事務所は、それはそれは腰をかける場所もないくらいでしたし、ほこりの中で、それも暖房もない中で肅々とオープンに向けて一糸乱れない作業をてきぱきとされている姿に感動を覚えましたし、頭の下がる思いでありました。

そこで、既に完成間近いのですが、何点か質問させていただきます。このたびの博物館のリニューアルは企画段階からの時間や予算や工期などは十分に確保され、予定どおりだったのでしょうか。また、展示テーマに沿った設計根拠や専門家の意見は取り入れたのでしょうか。あくまでも内部の学芸員や職員だけの計画だったのでしょうか。予算額もいろいろ聞かれますが、かなり厳しい予算額のようにあります。今後のこともありますことから、差しさわりのない範囲内で企画段階からの経過をお聞かせください。約30年ぶりのリニューアルでありますから、内部的にも相当の時間と議論を重ねた結果でのこのたびの改修だったと思います。

最後に、博物館の隣には平成元年に移設されました公会堂展示館がありますが、私的にはとてもおもしろい、土別らしい両方の建造物だと思っております。限られたスペースではありますが、渡り廊下も含めての写真展示などで、ユニークな展示で両施設を生かされたと感じております。この機会に更なる博物館と公会堂展示館の展示物によって、市民に広く利用されるように年次的に、10年に一度ぐらいの更新を望みたいですし、あわせて駐車場や通路の整備

も利用者目線で整備が待たれているので、今後の周辺整備の予定を質問して私の質問とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、予算編成方針に関する御質問のうち、基本的考え方について答弁申し上げ、詳細については各担当部長から、てん菜の地域振興策については相山副市長から、博物館のリニューアル展示については教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

まず、新年度予算の基本的な考え方であります。23年度予算は地域の特色を生かしたまちづくりの推進とともに、土別総合計画を基本に市民が主役のまちづくりを理念とする中で、マニフェストに掲げる項目の予算への反映を目指すこととしており、新たな取り組みとしては市民の声を集約し、その中から実施事業を選択する「まちづくりのための特別枠」を設けたところであります。国の幾度かにわたる経済対策によって、全国的には景気が持ち直し、国税収入は2年ぶりに40兆円台を回復する見込みの中にあるものの、本市においてはいまだに景気低迷の状況にあり、さらに地方財政計画においても、今後の地方交付税の大幅な削減も示唆されるなど、一層厳しさが増すものと考えております。

こうした中、本市の最大の課題である市立病院経営につきましては、病院独自の改革のほか、一般会計からの負担も含めた市立病院改革プランの見直しが急務となっております。このことも含め、長期的視点に立った持続可能な財政構造を構築することが最重要と考えており、そのために、従来にも増して職員一人一人が共通の認識に立ち、コスト意識を持った事務事業の見直し、徹底した経費の節減はもちろんのこと、行政の効率化など限られた財源で最大の事業効果を上げることに努めるよう指示をしたところであります。また、まちづくり基本条例の制定のほか、保育環境の充実、地域医療の確保、小・中学校の適正配置、農業施策の推進、商店街の振興など課題は山積みしており、基幹産業である農林業や商工業などの経済を再生し、次代を担う子どもたちの健やかな成長や、福祉を初めとした市民の暮らしの充実を図り、まちを元気にするという考えに基づき、厳しい環境下にはありますが、新たな発想のもと創意工夫を重ね、より一層の住民サービスの向上が図られるよう予算編成に努めてまいりたいと存じます。

そこで、市内経済の活性化へのお尋ねであります。安定的な財政運営に当たって、市税は自主財源の柱であり、税収確保は大きな課題となることから、さまざまな地域の活性化を図る施策を持続していくことで、市内企業を初めとする全体的な納税力を向上させる取り組みが不可欠であると考えているところであります。基本的な考え方で申し上げますと、基幹産業である農業の振興では、土づくりを中心とした農畜産物の収量アップに向けた取り組みのほか、中山間地域等直接支払制度による生産性の高い土地基盤の構築、てん菜、バレイショ、大豆の安定的な生産振興などの実施、担い手の確保、さらにサフォーク振興はまちづくりや観光事業にも重要な位置づけとなっております。全国に広がるブランド化と販路拡大、通年出荷体制の確立、商工業ではラブ土別バイ土別運動の推進のほか、中小企業振興条例に基づく制度資金貸し付け・

利子補給、店舗改修助成など、中小企業への助成、特に地元企業を活用した店舗改修助成や個人住宅改修、新築住宅への助成は今年度でこれまでの総事業費が約8億円となり、大きな成果を収めていることから、さらに事業を推進してまいります。また、過疎化の進行は地域の衰退に直結するため、医療費無料化、保育所・児童館整備など子育て環境の充実、地域医療の確保、高齢者地域支え合いなど住みよいまちづくりを目指し、人口減少を抑える取り組みを進めるほか、誘致企業との連携、合宿の里づくり、移住促進などの交流人口拡大についても継続し、実施していくことが必要であり、こうしたことを通じ、地域の活性化、ひいては市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

現在、国は円高、デフレへの緊急経済対策に引き続き、中長期的に経済を回復させるため、第一次補正予算を編成し、地方に対しては地域の活性化ニーズに応じたきめ細かな交付金と、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら十分な取り組みがなされてこなかった分野に対する、住民生活に光を注ぐ交付金を措置したところであり、本市へはそれぞれ1億3,000万円と1,600万円が交付される見込みとなっております。今のところ、年内に北海道と協議し、1月上旬に国に計画を提出した後、1月臨時議会に補正予算の提案をいたす予定であります。本市においては23年度予算と一体的にとらえるとともに、これらを積極的に活用し、市内経済の活性化に努めてまいりたいと考えており、その際には建設事業だけでなく、個人商店などにも効果が広く及ぶよう考慮してまいる考えであります。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、市税歳入の見込み、公共事業の総額とゼロ市債及びマニフェスト実現の財源についてお答えいたします。

まず、市税歳入の見込みについてであります。長引く不況によるリストラや賃金カットにより全体の所得が落ち込み、平成21年度の市税全体の歳入状況は、決算ベースで22億4,900万円となり、対前年比1億9,300万円の減となったところであります。平成22年度につきましては、経済対策等により建設業、卸売、小売、飲食業など法人で一部回復の傾向が見られるものの、個人住民税の減などから市税全体では対前年比5,600万円減の21億9,200万円程度を見込んでおります。また、現段階における平成23年度市税歳入予算見積りでは、今後の経済動向にもよりますが、引き続き所得の落ち込みが想定され、個人住民税の減収などを考慮すると今年度を若干下回るものと推計しております。

次に、公共事業の総額とゼロ市債についてであります。公共事業は安定的な雇用の確保とともに、市内経済に極めて大きく影響を及ぼすことから、その事業確保は重要な課題であると認識しております。本市の投資事業につきましては、総合計画及び過疎計画との整合性を考慮しつつ、事業実施年度の調整を行ってきたところであり、今後の予算要求の集約後に市税、地方交付税の状況などを踏まえ、決定いたすところであります。現段階では計画的に実施している公営住宅整備、市道改良、公共下水道整備、東山浄水場改修事業については継続して実施する

ほか、新たに保育園の新築、低炭素むらづくりモデル事業によるバイオマス資源堆肥化施設などを予定しております。公共工事の総額については、22年度は経済対策による南小学校耐震化や、朝日地域交流施設建設事業など大型事業の実施により30億円を超える事業量があったところではありますが、23年度はこれを下回るものと見込んでおります。また、国・道の事業については明らかではありませんが、上士別国営農地再編整備事業で10億5,000万円程度の事業量が見込まれるとともに、今年度の補正予算と予備費で予算づけされた9億円の工事については23年度の実施になること、士別剣淵インターから多寄までの高速道路建設においても、10億円を超える事業量が見込まれており、公共事業は一定の総額が確保されるものと考えており、地元発注について継続して要請してまいりたいと考えております。

ゼロ市債工事につきましては、早期発注による春先の受注機会の拡大とともに、市内経済の活性化を図るため平成6年度から実施し、22年度は7件、約3,100万円の事業発注を行うなど、できる限り取り組んできたところであります。これらの工事は、受注者からすると本格的に工事は雪解け後になるものの、年度内に契約を行うことで早期に資材や労務者、更には運転資金が手配できるといった利点があり、経済効果も大きいことから、今後の予算編成作業において23年度に予算計上予定の単独工事の中から、特に業者数の多い土木工事や上下水道事業を中心に選択し、できる限り工事量の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、年末を迎えるに当たっての当面の対策についてであります。現在、市内企業の経営状況は長引く景気低迷や公共事業減少、更には農林業においても農作物の減収や木材受注の減少などから大変厳しいものがあります。こうした状況の中、有限会社北拓フーズが休業し、大変残念な結果となったところであります。65名の失業された方のうち27名が正規雇用者であり、職を失うことは極めて重大な事案であることから、12月10日に行われた離職者へのハローワークの説明会には市の関係職員も出席し、社会保障関係の切りかえや軽減措置、公営住宅、上下水道料金の減免、就学援助、北海道の生活資金融資などによる支援措置についての説明など対応したところであり、今後もきめ細かな対応に努めてまいります。また、農家に対しては夏場の異常気象による減収により経営資金が厳しい状況にあることから、今後支援策を講じる予定であります。

次に、市長マニフェスト実現のための財源についてであります。60項目のマニフェストのうち、22年度中には検討も含めすべてが着手される予定であります。今後において多くの財源を要する事業としては、保育園・児童館の建設、まちなかミニ公園の設置、高齢者共同住宅、中心商店街の複合店舗などがあります。既に取り組んでいるマニフェスト事業にあっては、ソフト事業が主で、特別職の給料の削減、事業の見直しなどで財源を確保してきたところでありますが、残されたハード事業については国・道補助金や地方債の活用などによって、一般財源の圧縮を図るとともに、既に実施している住宅リフォーム助成などソフト事業についても、新たに過疎債の充当が可能となったことから、これらを有効活用し、財源を確保してまいる考えであります。ただ、地方債は後年度における公債費の償還が増加し、財政の弾力性を損なうほ

か、実質公債費率の上昇につながるといった懸念もあることから、新規発行には十分留意するとともに、今後の病院事業会計や国民健康保険事業会計の状況を踏まえ、地方交付税などの動向や財政状況を考慮し、総合計画のローリングなど実施年度の調整を含めて対応してまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、国保会計の安定的運営の方策についてお答えいたします。

国保特別会計は一般会計とは異なり、支出額に応じて収入額を確保しなければならず、支出額は被保険者の医療需要に応じて変動するものであり、医療需要を抑えることはできないため、収入が少ない場合には保険税率等の改正を行うことが必要になる場合もございます。このため、適正な保険税率等の算定とともに急激な医療需要の変動に対応できる弾力性のある財政運営が重要なところであります。お話にありましたように、国保会計は22年度予算は基金をすべて繰り入れてもなお収支不足となる額を歳入欠陥補てん収入として措置をし、第2回定例会において医療費が大幅に伸びていることから、医療給付費分の税率改定とあわせ、地方税法等の改正による医療給付費分と後期高齢者支援金の課税限度額の引き上げを柱とする土別市国民健康保険税条例の一部改正の議決をいただいたところであります。さきの決算審査特別委員会におきましてもお答えしたところでありますが、この引き上げに当たりましては、厳しい経済情勢の中、被保険者の生活状況を考えたとき、単年度において収支不足の解消を図ることは大きな負担となりますことから、引き上げ幅は被保険者負担をできる限り抑える内容となっております。仮に、更なる財源不足が生じたとしても、市民に対し税率の引き上げを基本とする一層の負担を願うことは難しいと考えております。また、この税率等の改定によりましても、国保会計の財政状況が脆弱体質であることに変わりはないところであります。そこで、安定的な財政運営のため、医療費の変動等に対応できるよう、また計画的な財源不足に支障を来さないよう、財政調整機能の役割を担えるような一般会計から、基金積立への基金繰入支援策として1億円程度を考えているところであります。

次に、決算見込みの状況であります。歳入では医療給付費分の税率等改定及び医療給付費並びに後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられたことにより、約4,000万円程度調定額が増額となります。国保税収納率につきましては、本年11月末における前年度同期と比較いたしますと、現年分で0.69ポイントの減、滞納繰越分も同じく0.89ポイント下回っているなど厳しい状況にありますが、前年度の収納率が全道平均を上回る実績から、今年度も同程度を目標としております。なお、国・道支出金等は現時点においては確定していない状況にあります。一方、歳出における療養給付費では、3月診療分から9月診療分の7カ月相当分を把握しており、保険者負担分合計額が約10億900万円、対前年101.7%と、依然高い状況になっております。被保険者数はわずかに減少し、一人当たり療養給付費としては伸びてはいるものの、本年度の

税率改定により5カ年程度で収支均衡を図るとした当初の見込みと大きな乖離はないところでありますが、今後、季節型や新型インフルエンザ等の流行も懸念されることから、不確定要素を抱えているところであります。

以上のことから、国保会計の決算見込みにつきましては、収支不足となります歳入欠陥補てん収入の増減に関しまして確定的要素は特になく、現段階におきまして22年度末の国保支払準備基金は皆無と見込まれますことから、今後も歳入確保や医療費抑制など、国保財政の健全化に全力を尽くす考えであります。また、新年度の国保運営方針につきましては、国民健康保険の安定的な運営のためへの手だてといたしまして、財源不足解消に5カ年程度をかけて収支均衡を図ることから、きめ細やかな納税相談等により国保税収入の確保に努めながら、被保険者の健康保持増進に取り組むことが必要と考えておりまして、道の助言等も受ける中、国に対しましては国保制度における国庫負担の充実や所要の財政措置について、北海道市長会や全国市長会を通じ要望してまいりる考えであり、被保険者の方の税率改定による負担増につきましては、現段階におきまして増額する考えはございません。しかしながら、現在、政府税制調査会において、国保税関係は負担感の重い中間所得者層を軽減するための課税限度額の4万円引き上げを内容とする改正要望案が報告され、2年連続の4万円引き上げが12月下旬に予定されている23年度税制改革大綱において決定される見通しであり、地方税法施行令を本年度末をめどに改正する方針との情報もありますことから、今後、その動向を注視してまいります。この国の法定限度額の改定などがありました場合には、国保運営協議会並びに市議会の皆様と協議検討が必要であり、御相談させていただきたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 吉田病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から、市立病院に関する御質問にお答え申し上げます。

市立病院の最近の経営状況につきましては、平成16年度には比較的安定した経営がなされていましたが、その後の急激な医師不足などによる経営悪化に伴い、平成18年に自主的な経営健全化計画を策定し、経営立て直しに当たるなど対策を講じてきました。このような状況にあって、全国的にも多くの自治体病院の経営が悪化したことから、総務省が示したガイドラインに基づき、病院を有するすべての自治体が改革プランを平成20年度中に作成することとなり、市立病院におきましても経営改善対策の早期実施を目指して、平成20年10月に病院経営改革プランを策定したところであります。しかしながら、医師・看護師の確保対策、病院の特徴を生かした内視鏡センターの充実など、プランの着実な実施を行ってまいりましたが、看護師の退職が相次いだことなどから休止病床の再開には至らなかったこともあり、21年度は一般会計からの新たな繰り入れをいたすことによって不良債務の発生を免れたところであります。

更に、このような状況から今後の収支見通しを試算したところ、22年度の決算見込みにつきましては、さきの行政報告で申し上げたとおりであります。厳しい経営状況が続くものと判

断いたしました。このため、改革プランの9月見直しを目指してまいりましたが、院長人事問題や大学医局からの医師派遣が不透明だったため、策定期間の延期をいたしたところでありませぬ。現時点におきまして、引き続き不明な点があり、病院の経営体制については医師確保に全力を挙げる中で、外来は引き続き大学医局、名寄市立総合病院との連携を図り、現行診療科を継続するとともに、入院につきましては常勤医師数の見直しからして、病床数の見直しをいたさなければなりません。透析及び健診センターについては現行体制を維持するなど、当地方唯一の病院でありますだけに可能な限りの体制を維持し、市民に信頼される病院づくりを進めていくものであります。

また、病院の健全な経営を行うためには、病院を縮小した場合、収益力も弱まりますが、ただいま申し上げた病院規模に応じた適正なスタッフの確保、病床の効率的な運用のほか、病床の特徴を生かした診療の提供などによって経営の安定を図ってまいる考えであります。プラン見直しの具体的内容につきましては、院長人事及び大学医局の人事が明らかになる明年となりますが、早急な対策が急がれるだけに、議会及び病院運営審議委員会等の御意見をいただきながら策定を目指します。なお、市民の皆さんから病院経営に関する御意見をいただくことは大変重要と考えておりますが、経営健全化に主眼を置いておりますだけに、場合によっては市民の皆さんの御理解、御協力を求めなければならないこともあるかと存じますが、市民への影響をできる限り少なくすることを念頭にプランの見直しを行っていく考えであり、このことを示して御理解を得てまいるものであります。

以上申し上げます。答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、てん菜の地域振興策についてお答えいたします。

本市におけるてん菜は、寒冷地作物として農業所得の安定確保と畑作物の基本となる輪作体系上欠くことのできない農作物であり、作付に当たっては生産者で組織する土別市てん菜振興会が市、農協、日甜などの関係機関と一体となって作付振興に取り組んできたところであります。更に、本市は古くから地元製糖工場を有していることから、砂糖の製造も含め、てん菜が重要な役割を果たしており、地域産業の振興においても欠くことのできない、極めて重要な農作物であります。

そこで、てん菜作付振興事業の成果と助成基準についてであります。てん菜は寒冷地に適した畑作物であります。その生産は春先のハウスでの育苗作業に始まり、収穫作業は降雪時期にも入るという長期間に及ぶものでありますことから、市といたしましては各種の対策を講じ、作付振興を図っているところであります。このうち、育苗用床土確保事業であります。この事業によって育苗段階から良質な床土を使用した健全な苗の生産を行うことにより、作物の初期生育の向上が図られ、安定した収穫量の確保が図られているものであります。助成基準は、作付面積に対して育苗用の床土使用量を10アール当たり350キ口、この床土の単価を1トン当たり5,500円として、かかる費用の10分の4を補助するものであります。

次に、作業受委託事業であります。農業者の高齢化が進む中でてん菜の移植及び収穫の期間農作業の委託に伴う費用の3分の1を助成することとしており、移植作業は10アール当たり1万3,000円、収穫作業は8,000円を上限として実施するもので、農作業を委託することにより機械装備がない農家においても作付が可能となることとあわせ、農作業に係る負担軽減となっているものであります。

次に、機械化促進事業は、移植機械と収穫機械の導入に対する費用の3分の1を5年間に分けて助成するものでありまして、経営面での負担軽減や農作業の効率化が促進され、作付の拡大が図られているものであります。

次に、原料の出荷についても2つの事業がありますが、このうち早期出荷支援事業は10月20日を基準日として、基準日より1日早く出荷するごとに、1トン当たり40円ずつ加算して助成するもので、早期出荷によりてん菜の糖度が十分に増していないことに伴う収入の減少に対する経営面での改善が図られているものであります。また逆に、農家貯蔵支援事業は12月1日以降の出荷に対して出荷量1トン当たり250円を助成するもので、これは収穫後圃場においてシートで覆い、貯蔵することでの減耗や、搬出時に雪の中から掘り出すなどの作業も含めた農家負担に対する軽減が図られているものであります。更に、これら現状の出荷に関する2つの事業は、製糖工場の効率的な稼働ということからしても重要な取り組みでありまして、安定操業に大きく寄与しているものであります。

次に、農家の作付が減少していることについてであります。本市といたしましては、製糖工場を有していることから、農業情勢の変化に対応しながら、これまで各種のてん菜作付振興を講じてきたところであります。特に平成19年から水田畑作経営所得安定対策が導入されたことにより、他の地域においててん菜の作付が減少する中、積極的に輪作を取り入れて作付を拡大した面積については、過去に作付の実績がなく、国の助成を受けられない部分に対して10アール当たり1万3,000円の補助を実施したものであり、これにより、例年540ヘクタール前後の作付であったものが、平成20年には603ヘクタールへと、60ヘクタール以上の作付増となったところであります。しかしながら、その平成20年において肥料の価格が異常に高騰する中で、特にてん菜は小麦や豆類と比較して生産コストにかかる肥料の割合が多いことや、経営面積が小規模な農家では、野菜などの作付などによっててん菜を取りやめたり、更に、昨年は収穫時期の長雨により作業が困難を極めたことが、その後において面積が減少した主な要因と考えております。

次に、原料の確保に向けた作付拡大と安定操業に対する支援についてであります。お話にありましたように、今年は高温多湿という異常気象により、本市農作物に大きな被害が及んだところであり、特にてん菜については生育期において葉に障害を及ぼす褐斑病が発生し、根中糖分が減少するとともに、根球の生育も悪く、重ねて根腐れ病による大幅な収穫量の減少となったところであります。このような状況から、来年は厳しい作付が予想されるため、11月にはてん菜振興会がすべての生産者に対して、平成23年度から実施される戸別所得補償制度では過去

の生産実績に関係なく生産数量に対して交付金が支払われることなど、面積の確保・拡大に向けて新たな作付を呼びかけるチラシを配布するとともに、12月21日には役員会が開催されて、生産者が意欲を持って作付ができる方策が協議されるところでありますので、市といたしましても関係機関と一体となって、何としても作付面積の確保と更なる拡大が図られるよう迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、新規参入団体や建設業者への支援についてであります。農外からの新規参入は、今後作付の拡大を図っていく上で新たな一つの方策であると考えられるところであります。そのためには、移植及び収穫といった基幹産業に加え、栽培管理をしっかりと行うことのできるシステムとあわせ、例えば作業の受託という形での建設業者の参入や耕作放棄地での作付のあり方など、早急に検討するとともに、連作障害が見られる圃場については輪作体系の確立に向けた農地の交換作付などの取り組みについても十分に地域の意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、てん菜工場の地元貢献度に対する評価と認知度についてであります。てん菜工場は、本市の誘致企業の中で最も歴史があり、地域産業の振興、更には雇用においても重要な役割を果たしており、本市にとってはなくてはならない企業であります。市といたしましては、企業からの市税として固定資産税や法人市民税、更には工場で働く方々の市民税が貴重な財源となっているところであり、また、製糖作業が始まると、毎年生産者の方々を含め多くの方々の雇用があることは、地元工場があることの大きな効果であると認識いたしているところであります。更には、関連する産業といたしまして、運輸関係が原料の運搬に当たっているところでありますが、今年の本市の例年の総収量で試算しても、10トンクラスの車両で延べ約3千数百台が稼働しているところであり、このほかにも関連する産業や地元で働く方々が生活することでの消費なども含めると20数億円の経済効果があるものと考えております。

また、企業の認知度についてであります。今年も10月中旬から製糖作業が開始され、昼夜にわたって工場の煙突から水蒸気が噴き出す光景は、土別市民であればだれもが必ず目にしており、スズラン印の上白糖はだれでも食していることとも思います。今年市報でも誘致企業の紹介として特集を組んだところでもあります。日甜土別工場は、その地域への貢献度や市民生活に深くかかわっていることからしても、本市にとってなくてはならない重要な企業でありますことは、多くの市民が認識を同じくするところであると考えております。

今年のはてん菜の収量と糖分がともに平年を大きく下回ったため、次年度への作付体系にも大きく影響することが懸念されており、作付の確保・拡大は農業振興、更にはその他の産業振興においても、本市にとって極めて重要で喫緊な課題であるため、地域が一体となり、てん菜振興会・市・日甜・農協・普及センターで構成するプロジェクトチームを早急に立ち上げ、効果的な支援策を講じるなどしっかりと対応してまいりたいと存じます。

以上申し上げます、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） 私から、博物館の常設展示リニューアルにかかわっての御質問にお答えを申し上げます。

このリニューアル計画は、本市の総合計画におきまして平成20年度に1,000万円の事業予算で実施予定をいたしていたところでございます。その内容といたしましては、展示専門業者による地形図模型や天塩川流域の町々を紹介する写真及び解説パネルを新しくするというものでありましたが、単に古くなった解説や写真などのパネルを新しくするだけではなく、新たな展示テーマやコンセプトに基づいて改修することにより、より市民に親しまれる常設展示とするために事業計画を見直し、平成21年度以降に実施することとしたところでございます。

また、展示計画策定に当たりましては、市民から求められております展示内容とするために、博物館職員の考え方だけではなく、博物館協議会委員や各分野において専門知識を持つ特別学芸員など、さまざまな方々からの御意見を聞くことといたしたところでございます。そこで、昨年度は展示計画を策定する年として位置づけ、博物館協議会委員の方々による検討委員会を設置し、旭川市や富良野市の先進博物館を視察し、これまでの展示の検証と新しい展示に望まれることなどについて、特別学芸員の方々からの意見や研究者からの専門的な意見の聞き取りを踏まえ、3回の検討会を開催してきたところでございます。これらの検討経過を経て、新しい展示テーマを「天塩川流域の自然と歴史」とし、第1に明るくて見通せる資料の収納ができる展示室、第2に来館者と学芸員の距離が近い博物館、第3に視覚・触覚・聴覚によって体感できる展示、そして第4に固定展示を極力除いた手づくりの展示と定めまして、1,500万円の事業費を計上したところでございます。本年度は具体的な展示内容について、来館者を対象に4月から8月にかけてアンケート調査を行うとともに、昨年に引き続き検討委員会を開催し、最終的な実施計画を策定したところでございます。

そこで、現時点での工事の進捗状況でございますが、施工計画に基づき、本体工事及び電気工事を間もなく終了し、この完了を待って各種資料の展示、ディスプレイ作業に着手し、明年1月末をもって完了いたす運びとなっております。鋭意その作業に当たっているところでございます。常設展示リニューアル完了時における開館セレモニーにつきましては、プレオープンと位置づけをし、テーマ展として市民の方々から寄贈いただいた各種のひな人形と、姉妹都市であります、みよし市に江戸時代から裕福な商人に愛され、今日まで伝わる御殿びなを展示するひな祭り展を同時開催し、リニューアルのPRに努めてまいりたいと考えております。このようなことから、新年度の本格オープンまでの間、リニューアルディスプレイの変更や修正に取り組むとともに、市内小・中学校での社会化における郷土学習の場として御利用いただくよう、各学校との連絡調整を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、公会堂展示館との連携についてであります。博物館本館は天塩川流域の自然と歴史をテーマに展示をしており、一方の公会堂展示館は特別企画展ブースとしての活用のほか、主に文化・芸術をテーマに展示をいたしておりますが、両施設は連絡展示通路でつながっておりますことから、双方のテーマを結びつけるなど、学習効果が一層上がる展示など、今後とも企

画してまいりたいと考えております。

次に、博物館の周辺整備の予定についてであります。博物館玄関前通路のスロープの改修を計画しておりますとともに、公会堂展示館につきましても建設後23年が経過し、外壁が傷んでおりますことから、補修等を計画していきたいと考えているところでございます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 11番 小池浩美議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、後期高齢者医療制度の廃止と国民健康保険の広域化についてお聞きいたします。

今月4日、厚生労働省は新しい高齢者医療制度の最終案をまとめましたが、これは後期高齢者医療制度の廃止に伴う新たな高齢者医療制度の策定であり、その中身は一層国民の負担を増加させ、医療給付の抑制を広げるものとなっております。現在、後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方は1,400万人いますが、その85%の1,200万人は国保へ移ることになります。残りの200万人は企業の健康組合保険や協会けんぽなどの被用者保険に移ります。この場合、本人が現役サラリーマンであれば保険料は会社と折半となり、サラリーマンの子供に扶養されているならば、保険料の負担はゼロということになります。

この制度を2013年度からスタートさせるとしていますが、この新制度はたくさん問題があり過ぎるほどあります。その一つは、国保の運営を都道府県へ移すということです。75歳以上の8割強が加入することになる国保の運営は都道府県が行い、更に2018年度からはすべての年齢を対象に、すなわち国保全体の運営を都道府県に移すという国保の広域化を進めようとしています。そして、その先には、健康組合保険や共済健康保険、協会けんぽなどの被用者保険を国保と一体化させるねらいがあります。地域保険として一元化すれば、企業の事業主負担はなくなり、国庫負担も大幅に削減されるからです。企業や国庫の負担削減、そのための地ならしとして国保の広域化が進められようとしているのです。国保の広域化が実施されれば、後期高齢者医療制度と同様に、都道府県単位で広域連合体がつくられ、保険料設定や低所得者への減免制度、あるいは収納率などが都道府県単位で統一されることとなります。

そこでお聞きいたしますが、保険料は北海道一律に決められることにより、今まで市町村で行われていた一般会計からの繰り入れもできなくなり、保険料の大幅な引き上げにつながると思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

また、国保の年間上限額は段階的に引き上げるとしてありますが、どのようになるのかお知らせください。減免制度などの基準の統一により、法定減免を超えて市町村が独自に実施してきた低所得者向け保険料軽減策や44条減免などがなくなるのではないかと考えますがいかがでしょうか、お考えをお聞きいたします。また、収納率の統一により、地域の実情や市民生活の実態を考慮せずに保険料が決められ、市町村がその徴収に追い立てられることになりかねません。収納率を上げるために市町村は振り回されることになると考えますがいかがでしょうか、お考えをお聞きいたします。更に、今までのような市民と対した、市民の生活に配慮したきめ細

かな対応ができなくなり、機械的に資格証明書や短期保険証を発行するという制裁が行われるのではないかと考えますがいかがでしょうか、お考えをお聞きいたします。

国保の広域化は地方自治体の本旨である住民の命と健康を守る、住民の福祉の向上という自治体本来の役割、住民の幸せを守るという機能が壊れてしまうのではないかと考えますがいかがお考えでしょうか、お聞きいたします。市町村によっては、一般会計からの繰り入れや減免による持ち出しがなくなり、赤字解消にもつながることで広域化推進を求める声もあると聞いていますが、国保財政の厳しい本市としては、広域化についてどのようにお考えでしょうか、お答えください。

国保事業の目的は、社会保障及び国民保険の向上に寄与することであり、これが国保法の精神であります。国保は社会保障制度なのです。国保は相互扶助でも助け合い制度でもありません。住民の医療を受ける権利を守る社会保障制度なのです。保険料滞納者に対する差し押さえや、資格証明書や短期証の発行はれっきとした人権侵害と考えます。払いたくても払えないような高額な保険料の設定にこそ問題があります。高過ぎる保険料を引き下げ、医療費の窓口負担を軽減すること。そのためには国庫負担を大幅に増やし、国が国保財政にしっかり責任を果たすことが強く求められます。

次に、学校教育について何点かお聞きいたします。

本年8月、文部科学省は2009年度の全国小・中学校における不登校児童・生徒数は、2年連続で12万人を超えたと公表しています。そしてこれは、憂慮すべきこととコメントもしております。1999年の第1回の定例会において、私は初めて不登校の子供たちの問題を取り上げましたが、1998年度の本市の不登校児童・生徒数は、小学生4名、中学生で13名でした。以来12年がたちましたが、不登校の子供たちは減少したのでしょうか。去年も今年も学校に来ない子がいると、そういう声も耳に入りますが、継続して長期に欠席している子供たちも含めて、近年の不登校児童・生徒の実態をお聞きいたします。ここ5年間の小・中学校での不登校児童・生徒数の変化とその理由、不登校のきっかけとなった主な理由をきちんと把握されているのかどうか、お聞きいたします。また、長期にわたっての欠席児童・生徒への対応を含め、こういった子供たちに対してどのような対応をされているのでしょうか。子供たちの心に寄り添った真剣な対応に努められているのでしょうか、お聞きいたします。そして、こういった子供たちの学習する権利をどのように保障されてきたのか、これからも保障しようとするのかお答えください。

2006年はいじめが原因での自殺や不登校が全国的に広がり、大きな社会問題となりました。文部科学省は緊急いじめ実態調査や相談員の拡充などに取り組み、補正予算にスクールカウンセラーを増員するための予算を盛り込んだりもしました。本市においても急遽、臨時校長会を開いて、いじめ問題の対策等を協議しております。しかしながら、今日においてもいじめはなくなり、なお拡大し、それを原因とする自殺が相次いでいることは、テレビや新聞報道等で御承知のとおりです。そこで、本市におけるここ近年のいじめについて、いじめの実態をどの

ように把握されているのか、お聞きいたします。また、いじめを早期に発見し、適切、迅速に対応する体制づくりはできているのでしょうか、お聞きいたします。

体制、あるいは組織があっても有効に機能しなければ何にもなりません。いじめを絶対に許さないという教師の強い意志、教師集団の一致した意思と行動がいじめ根絶の大きな力になると考えます。教師は絶対にいじめられる子供の側に立つこと。そして、いじめられている子供に対して、あなたにも悪いところがあるという、そういう対応は決してするべきではありません。いじめは絶対に許さない、この強い決意で学校全体が一致して取り組んでいるのでしょうか、お聞きいたします。

また、問題があれば隠すことなく、保護者や地域、教育委員会に情報を公開し、みんなで問題解決に取り組むようになってきているのでしょうか、お聞かせください。そして、どの学校にも子供たちや保護者の切実な声を受けとめる相談体制やスクールカウンセラーの常駐は必要と考えますが、お考えをお聞かせください。教師が子供一人一人に目が行き届き、かかわることのできる少人数学級の実現は急がれます。少人数学級の実現は子供たちの学力向上や情緒面での安定はもちろんのこと、不登校やいじめなどの問題解決の一助となることは確かです。2004年から国の義務教育費国庫負担が総額裁量制に変わり、その結果、全国的に40人以下の学級編成が進められました。また、本年7月には中央教育審議会の提言を受けて、文科省は小学校1、2年生は1クラス30人程度、それ以上は35人程度の学級編成を検討しているとの報道がありました。ただ、教員の増加に対する財政確保が難しいので実現は遠いようですが、少人数学級の必要性はだれもが認めることは明らかです。

来年度、2011年度の土別小学校と南小学校の新1年生の学級編成についてお聞きいたしますが、進入学児童数及び学級編成の考え方についてお聞かせください。また、現在の1年生が2年生になったときの学級編成についてもお聞かせください。また、中学校1年生の入学数と学級編成についてもお聞きいたします。私は、小学校1、2年生及び中学校1年生は35人学級、あるいは30人学級に編成するべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。

学校教育にかかわっての最後の質問は、学校評議員についてです。2000年4月より学校評議員制度が導入され、以来10年がたちますが、校長が指名する評議員は、校長が求める事柄についてのみ意見を言うという立場であるがゆえに、その実績は見えにくく、子供たちをめぐる深刻な問題、不登校やいじめなどへの解決への力とはなってはいないと考えます。学校評議員の役割はどのようなものなのでしょうか、そして、現在どの学校でどのような立場の人が評議員になっているのでしょうか。年間何回ぐらい評議員会を持ち、どのような意見交換がなされてきたのでしょうか。評議員の発言などは情報公開されているのでしょうか、お聞きいたします。不登校やいじめなどの問題解決には、学校や家庭、地域の連携が必要と言われ続けていますが、評議員はこういった問題にどのようにかかわっているのでしょうか、お聞きいたします。

最後の質問は、安全で安心なまちづくりについてお聞きいたします。

目下、まちづくり基本条例策定に向けて作業が進められておりますが、私たち市民が望むの

は、だれもが危険な目に遭うことなく安全に暮らすことができ、健康面でも経済面でも安心して暮らすことのできる、そういうまちに住みたいということです。お金がなくても、一人になっても、病気になっても、心配も不安もなく明るい気持ちで暮らせるような、そんなまちづくりに行政はもちろんのこと、市民みんなが取り組んでいきたいものです。

初めに、高齢者への生活や介護の支援策についてお聞きいたします。8月に実施されたひとり暮らし高齢者実態調査がこのほどまとめられました。調査件数1,311件のうち、ひとり暮らしの高齢者は992件、全体のおよそ76%です。しかも女性が男性の3.5倍で、約8割が女性です。お聞きしますが、992件の回答者が今抱えている生活での困難や不安はどのようなことなのでしょう。更に、今回の実態調査以外でも、地域包括支援センターにはさまざまな困難や問題を抱えた高齢者にかかわっての相談が寄せられています。これらはどのようなルートで情報が届けられ、どのような相談が多いのでしょうか。主な相談内容をお知らせください。そして、これらへの対応は敏速になされたのでしょうか。高齢者地域支え合い事業の第1回検討会議が11月初旬に開かれ、高齢者の不安を解消し、安心して生活できる支援体制づくりは作業の緒についたばかりと言えますが、この事業は急がなければならないと考えます。検討会議の構成メンバー及び今後の取り組み方向とスケジュールをお知らせください。また、救急医療情報キット「命のボタン」に取り組むとのことですが、どのような方法で取り組もうとしているのか、その取り組み計画をお聞きいたします。

次に、子供たちの校外生活での安全についてお聞きいたします。学校、家庭以外での子供たちの生活範囲は、登下校時や公園などでの屋外での遊び、道路上での行動、児童館など公的施設利用、スーパーやコンビニなどの商業施設や店舗利用等々、とても幅広く、家庭や学校だけでは目が行き届かないと考えます。本市には土別市安全で安心なまちづくり条例が制定されており、地域住民みんなが子供たちを犯罪や危険から守ろうという市民の姿勢を示しております。

そこで、子供たちの登下校時や公園など、屋外での遊びの中での安全についてお聞きいたしますが、子ども110番体制について、その設置年、設置目的、登録者実態、今日までの実績、そして今後の取り組み方向についてお知らせください。児童館の帰り道に知らない人に手をつかまれた、声をかけられたという話も聞いたりしますが、こういった事例をどのように把握し、そしてどのように問題解決をしているのでしょうか。ここ3年ぐらいの事例をお聞きいたします。学校ではあいさつ運動が奨励されたりしていますが、地域の住民が子供たちに声をかけても、子供たちは不審者を見るようにして離れていくという声も聞きます。これでは大人のほうも次第に子供たちにかかわらなくなるのではないのでしょうか。こういった矛盾はなくさなければなりません。学校、地域、家庭のコミュニケーション、特に学校と地域住民との交流をもっと濃いものにしなければならぬと考えますが、どのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

次に、安全な道路整備についてお聞きいたします。本市の中心市街地の街路、南大通り、大通り、中央通り、広通りなどの歩道にはカラーブロックが敷かれていますが、それらは雪が解

けるたびにそこそこで盛り上がり、はがれたりくんだり、ブロックのすき間から雑草が伸びて来たりしています。それぞれの道路管理者が異なるとはいえ、そこを利用するのは市民であり、市民生活の安全・安心に責を負うのは土別市であることを認識していただきたいと思いません。

カラーブロック街路にかかわってお聞きしますが、毎年雪が解けるころ、道路の点検をしているのでしょうか。そして、ふぐあいを見つけたら直ちに対策をとっているのでしょうか、お聞きいたします。特に南大通りは車いす通行範囲が指定され、その範囲が店舗側なので、車が駐車していたり、お店の商品が置いてあったり、大きな電柱が妨げていたりして、車いす利用者には大変利用しにくいのです。また、電動の車いす利用者にとっては危険ですらあります。とても通行困難であり、かといって車道側を通れば傾斜しているので、これもまた危険極まりありません。障害者のみならず高齢者もつまづきやすい道路になっておりますが、根本的な改良を求めるものですが、お考えをお聞かせください。

最後に、福祉灯油についてお聞きいたします。今冬の灯油価格はじわじわと上がってきており、北海道の調べでは11月、12月は配達価格で1リットル79円から80円台で推移しています。低所得者への福祉灯油の実施を求めますが、お考えをお聞かせください。そして、実施の場合は、平成20年度のように支給基準を明確にして実施されるよう求めまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時54分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、後期高齢者医療制度と国保の広域化について答弁申し上げ、安全で安心なまちづくりについては市民部長、保健福祉部長及び建設水道部長から、学校教育については教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

初めに、後期高齢者医療制度廃止と国民健康保険の広域化についてお答えいたします。高齢者医療制度改革会議においては、新たな高齢者医療制度の中間とりまとめがあり、現在の後期高齢者医療制度の廃止を契機として、長年の課題であった国保の広域化を実現し、国保の安定かつ持続的な運営を確保することが新制度の基本骨格として示されていたところであります。去る8日には、現行制度にかわる新たな高齢者医療制度について最終報告案がまとめられたとの報道があり、導入時期は平成25年3月、国保の広域化につきましては、新制度施行から5年後の30年度を目標に、全年齢で都道府県単位化を図るとなっております。

まず、国保税の統一により市町村が行ってきた一般会計からの繰り入れ措置がなくなり、保険税の大幅な引き上げにつながるのではないかとのお尋ねでございます。国保事業に要する費用は保険給付、保健事業、管理運営費に大別され、これらは被保険者が負担する保険税、国や北海道などが負担する負担金等のほか、低所得者に対する保険税軽減相当額を補てんする国民健康保険法に基づく市町村からの繰入金で賄われております。一般的には、医療費の支出額に見合う歳入の確保が困難な場合は、まず保険税率等の見直しが求められますが、現在、保険税負担の激変緩和措置や赤字補てん措置など、多くの市町村が法に基づく繰り入れとは別に政策的判断により一般会計からの繰り入れを行っており、本市も安定的な財政運営のため、財政調整機能の役割を担えるような一般会計からの基金積立への繰り入れを、支援策として1億円程度の基金積立を考えているところであります。

最終取りまとめ案によりますと、新制度の施行状況を確認し、全年齢が国保広域化となる第2段階の30年度を目標に、法定外繰り入れの解消を図ろうといたしており、今後段階的に解消を図る市町村への支援のあり方や財政基盤強化策について、国と地方の協議の場を設けるとの内容であります。現在示されている案からは、75歳以上が広域化となる第1段階におきまして、一般的には大幅に保険料が増加するとは考えにくいところでありますが、保険税の軽減判定は世帯全体で行うため、世帯によっては影響に違いが出ることも考えられているところであり、また、全国的に見ても医療費の高い北海道は、他の都府県と比較いたしますと、保険料は多少高くなることが懸念されるところであります。また、保険料の上限につきましては、現在の後期高齢者医療制度における高齢者1人当たりの保険料上限額は50万円、国保高齢者の課税限度額は1世帯当たり63万円となっており、国は広域化の第1段階で国保の世帯単位の上限額に一本化した上で、国保の全年齢広域化に向けて被保険者保険の上限額を勘案しつつ、段階的に引き上げを行うとしているところであります。

一方、世帯によっては世帯主以外の高齢者は保険料の納付義務がなくなるほか、保険料の軽減判定や高額療養費等の面で負担が軽減される場合が見込まれるなど、さまざまな状況が想定されることから、今後その内容について動向を注視してまいりたいと考えております。現在の北海道の考え方といたしましては、国保運営の広域化や国保財政の安定化を進める中で保険税の均一化が進むものにとらえており、急激な負担増に対する緩和策として国と道が拠出している広域化等支援基金の活用や一般会計からの法定外の繰り入れなど、市町村の実情に即した対応が必要であるとの見解を示しているところであります。

次に、国保税条例減免や一部負担金減免など被保険者の負担軽減措置に係る具体的施策については、市町村の役割分担を含め明確に示されてはおりませんが、現行制度同様の規定が設けられるものと考えております。さきの改革会議では、仮に市町村が標準保険料より低い保険料率を設定した場合は、本来額との差額となる未収分を市町村が一般会計から補てんするという内容が示されているところであります。

次に、保険者規模別の収納率設定についてのお尋ねでございますが、新制度において高齢者

の一部は納付義務を負う若人世帯に戻ることが想定されることから、高齢者分の収納率の低下が懸念されるところでありますが、国はこの対応策といたしまして、特別徴収の弾力的運用や世帯主以外の被保険者からの徴収など、収納率向上の観点から納付方法を検討することといたしております。また、滞納者への資格証明書や短期被保険者証の取り扱いにつきましても具体化されてはおりませんが、本市は新制度が導入されましても振り回されることなく、地域事情や被保険者の生活実態等を十分把握し、納税者の理解が得られるようきめ細やかな、血の通った納税相談対応を心がけるとともに、特別な理由もなく納税を怠っている誠意のない納税者には、他の納税者との均衡が図れないことや、国保税収入を確保する意味でも、これまでと同様に適切に対応してまいります。

今般、最終報告案が示されましたが、私といたしましても、保険税や医療費の市町村格差の解消や現行制度の構造的な問題を解決しないまま広域化が進んだといたしましても、この脆弱体質が早期に改善されるとは考えにくいものであります。しかし、一方では、国民皆保険制度上、市民が最後の砦として加入する医療保険制度であります国保は、既に一市町村の行政努力だけでは限界が来ていると考えているところでもあります。既に全国市長会は、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国保制度の再編や統合等を行うように国へ要望いたしているところでもあります。国は新制度において都道府県並びに市町村の負担増加に対処するための財政支援策を明確にし、運営主体となるであろう都道府県とともに、住民の命と暮らしを守る自治体の機能を低下させることがないように、市町村国保に対する支援策の強化が求められております。私は、被保険者の方々の理解が得られ、安心して加入し、適切な負担のもとで、より国民に信頼される生活者目線に立った新制度になることを期待するものであります。今後、最終報告案をもとに協議検討がなされ、段階的に広域化が進むこととなりますが、士別市国保といたしましては、安心して医療が受けられる国民皆保険体制の維持に努め、その給付と負担が公平であるよう、全道市長会などを通じ国や北海道に適切な措置を求めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、子供たちの校外生活での安全についてお答えいたします。

士別市安全で安心なまちづくり条例は、すべての市民が将来にわたって安心して生活できる豊かで快適な地域社会を実現することを目的としております。特に士別市の防犯にかかわる安全・安心の取り組みは、士別市防犯協会と士別市自治会連合会等を中心に地域のつながりなどの地域力による防犯対策の仕組みを構築し、関係機関、団体や市民とともに推進をしているところであります。お尋ねのありました子ども110番につきましては、登下校などにおいて子供たちを見守り、また悪質な声かけなどの事案が発生したとき、安全を確保するために駆け込むことのできる緊急の避難場所となることと、市民の防犯意識の高揚を図る目的として平成13年

11月から開始し、現在126戸の協力をいただいております、子ども110番の家のプレートを玄関等に掲げております。

これらの取り組みは、ほかにも市内の各団体等が士別市防犯協会と連携し、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、整骨院、理容院、タクシー会社等の110番があります。また、事業所、地域見守り運動として、士別地区安全運転管理者協会加盟事業所、わんわんパトロール、青色回転灯パトロール隊、合わせて485の事業所等が防犯ステーションや地域見回りとして子供たちの安全・安心を確保する手だての一つとして協力をいただいております、今後につきましてさまざまな事業所等における110番の家等の防犯ステーションの設置を増やしていきたいと考えております。

子供たちへの周知につきましては、毎年各学校で実施する防犯教室において110番の家など防犯ステーションの場所や利用方法の実演等を実施するなど、身近なものとして学んでいただいております。また、駆け込み事例につきましては、平成20年度にコンビニエンスストアに小学生の駆け込みが1度ありましたが、士別警察署がその後の調べで、事業所職員が道路整備のための写真撮影をした際、自分が撮影されたという小学生の勘違いによるものであることがわかり、犯罪等に関係したものではありませんでした。

次に、不審者等の事案ではありますが、警察署の統計によりますと、平成20年度は声かけが2件、不審者出没が5件、不審な電話が1件の合わせて8件、平成21年度は声かけが4件、平成22年度は11月末現在、声かけが3件の合計15件となっておりますが、いずれも事件性及び検挙はないとのことであります。また、事案の把握については、警察署より情報を受け、その都度協議をし、被害防止ネットワーク登録者158カ所と地域見守り運動を実施している安全運転管理者事業所127カ所に情報を発信するとともに、必要に応じ青色回転灯パトロール隊による市内巡回等の対策を講じており、これら事案については警察署との連携により対応を図っているところであります。

次に、家庭、学校、地域のコミュニケーションにかかわる対策についてであります。平成16年3月に士別市防犯協会、士別市自治会連合会、士別市PTA連合会の3者が中心となり、地域の目と声をください運動が開始され、まさに地域コミュニティ等の地域力をもって防犯の対策を講じようとするものであり、市内小学校においてもあいさつ運動が奨励され、特に登下校時には大人が子供たちに積極的にあいさつ等の声をかけることにより、子供たちは自分を見守ってくれているという安心感と、かかわる大人たちや地域との信頼関係を構築していくもの一つとして考えております。これらの取り組みの実践事例としましては、士別南中学校PTAが学校支援事業の一環として父母と地域が協力し合い、登下校時における交通・防犯等の安全指導の活動に対し、本年11月文部科学大臣表彰を受賞したところであり、このことは地域の取り組みとして大いに参考となるものであります。近年、社会を取り巻く環境の急激な変化により、全国的に地域間の希薄化が進んでおり、大人一人一人がそれぞれの立場でできることから積極的に子供たちとのかかわりを持つことが大切だと考えております。今後とも防犯協会や自

治会連合会等の関係団体と連携を図るとともに、地域政策懇談会等を活用しながら家庭、学校、地域のつながりとコミュニケーションを、より一層密接になるよう、安全で安心なまちづくりの醸成を進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、安全で安心なまちづくりについてのうち、高齢者への生活・介護支援と福祉灯油についてお答えいたします。

まず初めに、高齢者への生活・介護支援におけるひとり暮らし高齢者実態調査結果に基づく高齢者の生活における困難や不安についてであります。今回実施のひとり暮らし高齢者実態調査の中で、日常生活での困り事について聞き取りを行いました。困り事があると答えた方は346名で、全体の34.9%、3人に1人は何らかの困り事があると回答されております。困り事の内容で最も多かった回答は、除雪が困難、次いで文書の確認ができない、買い物に一人で行けない、話し相手がいない、入浴や料理、ごみ出し、金銭管理等が困難などの調査結果となっております。また、今回の実態調査以外でも、さまざまな高齢者の悩みや相談が地域包括支援センターに寄せられており、これらの相談経路につきましては、直接家族や本人が窓口に来たり、電話による相談のほか、民生・児童委員、在宅介護支援センター、病院及び介護サービス事業所等からの紹介、さらには近隣等の地域住民から相談が寄せられているところであります。

これら相談の主な内容といたしましては、介護認定の申請手続からサービス利用及び介護予防等の介護保険に関すること、さらには除雪、配食サービス、買い物、掃除、洗濯等の自立支援ホームヘルプサービス等、高齢者福祉サービスに関することなど多岐にわたっての相談内容となっております。これら相談に対する対応といたしましては、地域包括支援センター及び介護保険課において、個々の相談受付票を作成し、担当職員が相談内容を共有の上、必要な支援について複数の職員で確認するとともに、関係機関との連携が必要なケースにつきましては、各担当者間で綿密な連携を図りながら迅速な対応に努めているところであります。また、総合相談窓口として委託している在宅介護支援センターにおきましても、24時間、365日、高齢者の相談に応じております。

次に、実態調査などを踏まえ、高齢者を支えるシステムづくりを推進する検討会議であります。この構成メンバーは自治会連合会役員6名、民生委員・児童委員協議会役員8名、社会福祉協議会役職員7名と市職員で構成いたしております。検討会議における今後の取り組みとスケジュールにつきましては、まずは見守り活動等の取り組みなどを中心に、年度内にそのネットワーク化等の取り組みを推進している先進地を視察するとともに、生活介護支援サポーターの養成を計画し、養成後速やかに高齢者への声かけ、安否確認等に取り組んでいる福祉パトロールの拡充とあわせ、見守りサポーターなどとして活動することで、高齢者の緊急時の対応、孤立死の防止、悪質商法からの被害防止、認知症及び虐待等の早期発見に努めてまいりたいと考えております。また、実態調査により日常生活を営む上で支障が生じている高齢者が多くお

りますことから、見守り活動を通して必要に応じ、各種制度の活用促進や、更には制度に該当しない各種の困り事についてどのような支援が可能となるのか、今後検討会議において早急に協議いたしてまいります。

また、救急キット「命のバトン」についてであります。救急キットにつきましては平成23年度の取り組みとして計画しており、現在のところ、ひとり暮らし高齢者を中心に、このほか配布を希望される高齢者世帯に対し無料配布を予定いたしております。この救急キットはビニール製の円筒で、この中に高齢者の病歴や服薬歴、緊急連絡先等を記載した情報用紙を入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時の際に救急隊から医療機関に医療情報である命のバトンを迅速かつ円滑につないでいく事業であります。今後の具体的な取り組み内容といたしましては、対象者の年齢設定や配布する担当者、更には情報の確実な記載と情報内容の更新作業などが必要となりますことから、これらのことについて検討会議の中で十分協議するとともに、関係する医療機関、消防署等と連携を図りながら、高齢者の方々の命と健康の順守に努めてまいりたいと存じます。

次に、福祉灯油についてであります。福祉灯油につきましては、世界の経済情勢の変化などを要因に原油価格が上昇し、これに伴う灯油価格の高騰により、特に低所得世帯に及ぼす経済的負担が大きく、このことから、その影響を軽減するべく、平成17年度から20年度において価格上昇分の暖房用燃料の一部を福祉灯油として支給いたしたところであります。

そこで、初めに、この福祉灯油支給の本年度の取り組みについてであります。ここ4年間の毎年11月の士別市灯油小売価格調査に基づく1リットル当たりの価格は、福祉灯油を支給した19年と20年がそれぞれ90円10銭と84円30銭、21年は75円20銭の低価格となっており、本年が81円70銭で、福祉灯油の支給を実施しなかった昨年と比べ、約8.6%上昇しているところであります。しかしながら、福祉灯油を支給した19年と20年は急激に価格が上昇し、月によっては100円を超える価格となっている中で、本年は、価格は一部上昇しているものの、昨年と比べ価格差は10円以内、率も10%以内で比較的安定しており、更に春から11月にかけて、ほぼ毎月価格がわずかではあります。下がってきているところであります。ただ、小池議員お話しのように、北海道の調べによります灯油の配達価格は、特に11月、12月と増加してきておりますが、その価格に大きな格差はなく、ほぼ同程度で推移しておりますことから、現段階での支給事業の実施につきましては計画いたしていないところであります。しかしながら、この後1月、2月と寒さが一層厳しくなり、燃料の需要期に入ってまいりますことから、今後の灯油価格の動向を十分注視しながら、状況に応じ、福祉灯油の支給について検討いたしてまいりたいと考えております。

また、福祉灯油を実施する場合は、平成20年度のように支給基準を明確にし、対応すべきことについてであります。福祉灯油の支給対象者につきましては、平成17年度から19年度までは士別市社会福祉協議会が地区担当民生・児童委員の実態把握に基づく歳末助け合い慰問金を支給する要保護世帯を対象に支給いたしてまいりました。こうした中で、福祉灯油の支給に

当たっては、新日本婦人の会土別支部から、より公平な支給が行われるよう、対象者の選定基準を明確化して実施すべきとの陳情書が市議会に提出され、このため、平成20年9月に民生福祉常任委員会において支給対象者の世帯構成、所得基準等の設定について審議が行われ、陳情が採択されたところであります。

このことから、この審議結果に基づき、対象者の選定基準を明確にするため、土別市福祉灯油支給事業実施要綱を平成20年12月に制定し、市民税非課税の65歳以上の高齢者世帯、重度の障害者世帯及び母子世帯並びに生活保護世帯を対象として、20年度に限定し福祉灯油を支給いたしたところであります。したがって、今後におきましても本事業を実施する場合は、この支給事業実施要綱を基本として支援を必要とする市民の方々が安心して生活できるよう明確な支給基準を定め、対応いたしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、安全な道路整備についての御質問にお答えいたします。

本市の中央市街地の街路におけるカラーブロック歩道の整備につきましては、平成3年から7年にかけて実施いたしました土別市流雪溝の施工にあわせ、商業地域を中心に住宅地や公共文化施設がある路線において緑化やデザイン照明等を整備する中で、歩道のカラー化も行うことにより特色ある街並みと市街地との良好な景観形成を図ることを目的として実施したところであります。その概要は、市道が中央通り、東広通り、八丁目通りの3路線で、延長約1,650メートル。道道が南大通り、東大通りの2路線で約1,500メートル、国道40号が約1,200メートルとなっており、合計約4,350メートルの区間において歩道のカラーブロック化を実施してきたところでありますが、15年以上を経過し、表層の経年劣化などによる損傷及び冬期間の凍上が原因と思われるブロックの盛り上がりなどによる段差も生じてきている現状がございます。

そこで、お尋ねのありました雪が解けるころの道路の点検についてであります。例年、道路パトロール車による目視点検を実施し、ふぐあい箇所早期発見に努めているほか、市民の方々から寄せられる情報等に対しましても、その都度現地調査の上、必要に応じ補修等の実施に努めているところであります。また、市道以外のふぐあい箇所につきましては、各道路管理者に速やかな情報提供を行うなど、連絡調整を図るよう努めており、国・道におきましても同様にパトロールを実施し、それぞれ適切な措置が講じられているところであります。今後におきましても、市民の安心・安全の確保のため、よりきめ細かな点検に心がけ、関係機関と連携を密にしながら、随時的確な対応に努めてまいりたいと存じます。

次に、小池議員の御指摘にもありました道道南大通りは、平成13年から20年度にかけて、駅前から東大通りまでの区間を車いすなどの通行に考慮し、歩道横断勾配の緩和と段差の解消などについて改修工事を完了しているところでありますが、お話のありました車いすマークにつきましては、道路管理者であります旭川建設管理部に確認いたしましたところ、車いすなど、

いわゆる交通弱者の方が通行する場合には、車道から離れた民地側を利用するほうがより安全性は高いという考え方が道路構造令等に示されておりますことから、点字ブロックの民地側に表示したものであり、必ずしも車いすの通行区分を指定するものではないとのことでありましたが、利用者への周知がされていないこともあり、通行範囲が指定されていると受けとめられる面もありますので、福祉関係部局等とも連携の上、状況に応じた利用をしていただくよう周知してまいりたいと存じます。また、市道部分の対応につきましては、人に優しい道づくり事業の活用により、車いすをされる方や視力障害を持つ方々に配慮し、段差の解消や勾配の緩和等について年次的に再整備を実施しており、本年は東広通りの舗道カラーブロック改修工事の継続と、中央通りについては水道管の布設がえ工事に伴って舗道カラーブロック舗装の改修も実施してきたところであります。今後においても計画的に継続実施してまいりたいと考えております。更に、国・道及び関係機関等との連携を一層図りながら、車いすを利用される方を初め、歩行者がより安全で利用しやすい道路整備に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 学校教育の関係の御質問には私から御答弁申し上げます。

まず、不登校・いじめの実態について、学校基本調査による数字でございますが、不登校については、平成17年度は小学校では皆無であり、中学校は11人、18年度は小学校4人、中学校9人、19年度は小学校5人、中学校9人、20年度は小学校2人、中学校10人、21年度は小学校2人、中学校15人となっております。これらのうち、継続して長期欠席している児童・生徒は、21年度においては小学校で1人、中学校で11人となっております。また、これら不登校のきっかけとなった主な理由といたしましては、いじめを除く友人関係をめぐる問題や親子関係をめぐる問題、家庭内の不和や本人にかかわる問題などであり、先ほど申し上げました21年度の小・中学校を合わせた17人の内訳では、いじめを除く友人関係をめぐる問題が12人と最多数であります。この理由の具体的な内容としては、連続的に行われるいじめではなく、一時的なけんかなどが主なものでございます。

次に、長期にわたる欠席児童・生徒への対応であります。基本的には学級担任が中心となって、登校を促すため電話をかけたたり、迎えに行く、あるいは家庭訪問により学業や生活面での相談に乗るなど、指導援助を行っているところであります。また、これら児童・生徒への学習する権利の保障については、教科書教材の直接手渡しや、学校内においては普通教室ではなく、相談室や保健室への登校、学校以外の手助けとしては、不登校児童・生徒の支援を行っているボランティア団体の紹介などを行っているところであり、教育委員会としては、今後も関係機関と連携を図りながら、課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ここ近年のいじめの実態についてであります。平成18年度から文部科学省でのいじめというもののとらえ方が、それまでの発生件数から認知件数に変更され、単純比較をすると数字がかけ離れることとなりますので、19年度から申しますと、小学校では19年度、20年度と

も該当はありませんが、21年度が1人、中学校においては19年度で1人、20年度で7人、21年度は5人となっており、その主な内容としては冷やかしからい、悪口や嫌なことを言われる、仲間外れや集団による無視、高学年になるとパソコンや携帯電話で誹謗中傷をされることなどが挙げられます。

そこで、いじめの早期発見や適切に対応できる体制づくりについてであります。早期発見については、やはり常日ごろ接している担任教師や部活などの指導教師による対応や生徒指導部が中心となった教育相談などにより適切に対応しているところであります。また、学校全体が一致して取り組んでいるかとのことであります。さまざまな困難に対し、担任教師だけの対応にはやはり限界があり、複数の教師で情報を共有して対応することは必要であります。そのために、学校教育活動全体を通してお互いを思いやり、尊重したり、生命や人権を大切にすることを育成することが重要なことであると位置づけ、学校全体としてこれらの取り組みによりいじめの根絶を目指しているところであります。

保護者との連携につきましては、適宜家庭訪問を行い、保護者からも学校に赴いてもらうなど連絡を密にするよう努めているところであり、必要に応じていじめなどの事案について具体的情報を共有し、青少年相談員や家庭児童相談員などとも連携を図りながら、問題解決に向けて対応しているところであります。

更に、スクールカウンセラーなどの相談体制についてでございますが、生涯学習情報センターいぶきにおいて、のぞみの電話やメールによる相談や、直接面談などによる相談など、青少年相談員を中心に実施しているところであります。なお、スクールカウンセラーにつきましては、資格要件が明確にされておまして、精神科医師や臨床心理士、大学教員に限られ、適任者の数が極めて少ないことから、本市においてスクールカウンセラーは配置しておりませんが、土別中学校と南中学校にこころの教室相談員を配置し、相談体制の整備を図ってきたところであります。平成23年度からは、2つの中学校に加えて土別小学校、南小学校、西小学校の3校にも相談員の配置を検討し、一層の相談体制強化を図る所存でございます。

次に、少人数学級についてでございますが、お尋ねの来年度の新入学児童数及び学級編成についてであります。土別小学校では児童数40人であり、40人学級であれば1クラス、35人学級であれば2クラス、南小学校は児童数63人で、40人学級の場合も35人学級の場合でも影響はなく、2クラスが見込まれております。また、現在の1年生が2年生となった場合、土別小学校は40人学級であれば1クラス、35人学級であれば2クラス、南小学校は40人学級であれば2クラス、35人学級であれば3クラス、その他の小学校におきましては、基準の変更によるクラスの増減はございません。一方、中学校の新1年生の数と学級編成は、土別中学校が83人で3クラス、南中学校が67人で2クラス、上土別中学校が6人で1クラス、多寄中学校は9人で1クラス、温根別中学校は4人で2年生との複式クラス、朝日中学校は6人で1クラスがそれぞれ見込まれております。

しかしながら、政府は2011年度予算に向けて文部科学省が要望していた35人学級については、

教職員の人件費の抑制を優先させるため見送るという方針を、昨日の13日に固めたとの報道がインターネットを通じて今日の午前中になされたところであります。8年間での段階的35人学級の実現について期待を寄せていただけに、今回の方針転換は極めて遺憾であると言わざるを得ません。本市においては、学級人数基準の変更による影響は、土別小学校と南小学校の2校にとどまりますが、ほかの学校、とりわけ大部分を占める小規模校については、学級担任を持たない専任の教頭や養護教員、あるいは事務職員の配置など教職員数の絶対的な減少を補う措置が急がれるところでございますので、今後の推移を把握するとともに、少人数学級の実現とあわせ、教職員の定数増について都市教育長会等を通じて更に強く要望してまいる考えであります。

次に、学校評議員についてでございますが、学校評議員の役割といたしましては、各学校で開催される運動会や学芸会などの学校行事や授業参観などを通じ、保護者や地域住民の代表として学校運営に対する意見を述べるとともに、地域に信頼される特色ある学校づくりへの支援を実施するほか、各学校が実施する自己評価結果を踏まえた学校関係者評価の評価者として、適正な学校運営に対する支援をいただいております。学校評議員の配置されている学校とあわせてどのような立場の方が評議員となっているかとお尋ねでございますが、現在委嘱している学校評議員は、土別小学校を含む大規模校5校及び土別東高等学校を含めた6校に対し、保護者、自治会関係者、民生委員、地元企業関係者、社会教育関係者など教育に関して理解や識見を持つ方を学校長からの推薦により教育委員会が委嘱しております。

次に、評議委員会の開催回数とどのような意見交換がなされているかとお尋ねでございますが、それぞれの学校では運動会などの学校行事や授業参観などの際に、必要に応じて学校評議員から意見を聴取しているほか、年間3回程度の評議委員会を開催し、学校の基本的な目標方針の設定、学校に対する評価、学校の危機管理や児童・生徒の安全管理などについて意見交換が行われており、評議員からの意見を含めた学校関係者評価の結果については、各学校において学校だよりの配布や説明会の開催などを通じて情報公開に努めているところであります。

また、不登校やいじめ問題には学校評議員がどのようにかかわっているかとお尋ねでございますが、評議委員会や学校関係者評価において、学校からいじめアンケートの結果や不登校の状況などを学校評議員に説明し、学校の状況や取り組みに対し各評議員から意見を伺い、次年度の校内支援体制の改善へ役立てているとともに、評議員から校外での子供たちの様子について情報提供をいただいているところでございます。教育委員会としては、今後とも不登校やいじめ問題の根絶のため、一層努力するとともに、子供たちが明るくはつらつと活動できる学習環境や生活環境の実現を目指して、家庭と学校と地域が連携した支援体制の充実に努めてまいります。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 16番 神田壽昭議員。

16番（神田壽昭君）（登壇） 平成22年第4回定例会に当たり、一般質問をいたします。

初めに、農業改革と本市農業振興について何点かお伺いいたします。

1 点目として、10月初め、菅総理が国会での所信表明演説で、環太平洋連携協定への参加を検討すべきと述べたことについて、本市における影響についてであります。これは、さきの臨時議会において J A 北ひびき農協と土別市農民連盟から出された意見書も採択されておりますし、加えて行政報告等の中で本市の影響事項にかかわる要望活動の中で市長の考え方が示されておりますが、繰り返すようで恐縮でございますが、農業者としてその影響度を考えるとき、改めて本定例会で市長の考え方をいただきたいと思うのであります。

経済という競争社会において、日本は何としても上位に位置し、勝つためには貿易立国の道であり、その起死回生が T P P の選択であるという。しかし、この協定の特徴として、1 番として、原則として自由化の例外を認めさせない。2 番、関税の完全撤廃を目指すものであり、これまでの F T A の交渉で一部農産物を対象外にしてきたものに比べ、相当ハードルの高いものであります。日本はこれまで、米や乳製品を初め多くの農産物は高い関税で守られてきました。関税撤廃となれば、関係者にとっては激震が走るのは当然であります。今までも貿易自由化問題は農業界と経済界の利害の対立でありました。農業生産額はおよそ 8 兆円から、今日約 7 割の水準まで落ち込み、農業者は減り、高齢化も著しいこの状況を直視するとき、農業の再生を可能とする確かな根拠はあるのでしょうか。道は T P P に参加した場合の道内の農業関連企業、地域経済に与える影響は 2 兆 1,000 億円の試算を出し、米、小麦、てん菜、酪農、肉用牛、豚などで 5,563 億円、小麦、てん菜、でんぱん、豚などは壊滅するというのであります。経営不能となる農家 3 万 3,000 戸、地域経済 9,850 億円、関連産業で 5,215 億円という影響が見込まれております。私たちの上川地方は北海道農業の縮図とも言われるように、その影響は極めて大きく、絶対阻止の行動をしなければならないと思うのであります。こうした道の北海道の試算をもとにした場合の本市における影響額をこの際示していただきたいと思うのであります。そして、改めて市長として市民を守る立場から、決意と対策についてお考えをいただきたいと思えます。

次に、中山間地域等直接支払制度交付金配分見直しについてお伺いいたします。この制度は、中山間地域の生産条件不利を補正し、農業を継続することで農業の多面的機能を図る目的で 2000 年から実施されました。本年度から第 3 期がスタートし、土別地区は 1 億 7,100 万円が交付され、小規模土地改良事業や生産性持続促進事業及びエゾシカ防護さく設置などを連合基金として約 70%、残りを 7 地区に地区配分交付金として耕作放棄地の防止と地域活動に充て、土別市全体の生産性の底上げに大きな役割を果たしております。今回、農水省が示したこの制度の見直しは、1 つとして、傾斜地と同等の条件不利地に対する平地への適用拡大。2 番目、条件の厳しい緩傾斜農用地を急傾斜単価に引き上げる。3 番目、緩傾斜地への国庫負担率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げ、更に交付金の 2 分の 1 以上を農業者個人に支払うという原則が示されました。特徴は戸別所得補償制度を補完する視点から、個人支払いを重視するということが大きな見直しの点として挙げられると思うのであります。

今日まで、この制度の最大のメリットは集落の裁量で自由に使える交付金として評価の高いものでありますが、こうした改正が実施されますと、本市におけるこの事業の影響はどのようなことが考えられるのでしょうか。特に本年から、連合基金から小型無線ヘリによる農薬散布助成は安心・安全農産物の生産に欠かすことのできないドリフト対策に大きく機能し、各地からもその継続と助成率の拡大が求められておりますが、これまで土別地区が取り組んできた方向が衰退しないように、一層の工夫が求められますが、新しく取り組んだ、今年取り組んだ農薬のドリフト対策も含めて、今後のあるべき方向と対策の考え方をいただきたいと思っております。

次に、グリーンパートナー事業の成果と課題や今後の方向についてお伺いいたします。本年度、農業集落振興費から事業化された単身農業後継者花嫁対策であります。農村において農業後継者が結婚されることは、地域でみんなでお祝いし、応援しながら新しい感覚で農村に新しい芽を生み出し、農業や農村の振興に大きな期待を持ちながら過疎化からの抜け出しや、子供の元気な声や保育園や学校がにぎわう、そんな夢を持ちながらこの事業の成果に大きな期待をしております。過去を振り返りますといろいろな対策が行われてきましたが、農業委員さんの仕事にも位置づけされ、努力の跡も聞かれますが、事業1年目として、まず独身農業後継者がどの程度おられ、どのような取り組み内容で始まり、成果として挙げられる事項があればいただきたいと思っております。全道において、各自治体は多種多様な企画や交流会が開かれておりますが、幕別町では後継者が成婚された後の担い手アドバイザーによる巡回相談も行っているようであります。意欲ある農村青年のためにも、本市において出会いの場の確保、農業体験や交流会を通じて夢のある成果を期待しております。

次に、愛知県みよし市との交流について提案をさせていただきたいと思っております。さきの国会で地域資源を活用した新事業の創出や地域の農林水産物の利用促進に関する法案（6次化・地産地消法案）が全会一致で可決されました。これは農林漁業者の主体的な取り組みで、農産物の地産地消や消費拡大に向け、加工販売の促進をする目的として、新たな地域政策として今後地域再生の流れとして期待できるものであります。私は今後の地域づくりは、商工会議所、商工会、農協や農家、観光協会、民間企業やNPO団体が出資したり、人材やノウハウの提供で農産物の加工や特産品開発促進、ブランド化を進め、行政が側面から各種の支援をし、持続的な経営が可能な地域経済事業の組織づくりをする、いわゆる農商工連携を具体的に進めることの必要性を痛感するとともに、私は本市の友好都市であるみよし市とは人の交流とともに、両市の持っている特徴を生かすための市民の幅広い交流を通じて、互いに経済効果を高める試みをぜひ行うべきであります。以前に、トヨタ生協に土別産の農産物が並べられたように、あるいはサフォーク製品等を年間を通じて送り込む、そのためのいろんな検討は行われているのでありましょ。友好都市提携10年目を節目として、その可能性について市長の考え方を、この機会にお伺いしたいと思っております。

次の質問は、バイオマス利活用と新エネルギーの開発について。

私はバイオマスの利活用について19年度決算審査で質問いたしましたが、環境保全と資源環

境は一体のものとしてとらえ、バイオマスの利活用は生ごみ、下水汚泥、野菜残渣などが堆肥化の方向で見通しができたことは大きな前進だと思います。残る資源ごみは確実にリサイクルできるし、粗大ごみは当面愛別町で処理できますし、紙類についても再利用に回すことはできる。あとは埋め立てられている一般ごみであります。現在の埋め立て地も限界が来るとすればその対策が必要になってくるわけでありましたが、それが概算事業費約29億円の（仮称）環境センターというふうに理解をしております。当分埋め立てができる見通しからどのような内容の施設になるか、具体的なお話はまだありませんが、現在の処理方法がいつまでも続くとは限りません。特に今日、技術研究が開発され、燃えるものはすべて焼却することによって、発生するガスによる発電、あるいは液体燃料の製造でディーゼル燃料として使えるなどが考えられます。私は、この環境センターがごみ処理を環境に優しい処理ができて、そこから生まれる新しいエネルギーを市民が共有できてこそ環境社会を構築する地域づくりにつながるものと考えております。この際、改めて計画の環境センターの構想をお聞かせください。

次に、最後に市内小・中学校適正化計画についてお伺いいたします。

市内6地区での懇話会では、少子化による児童・生徒の減少によって、教育条件、教育環境、学校運営にさまざまな問題が生じている。児童・生徒の健やかな成長を促すには、過小・過大な規模でなく、適正な規模での学校教育が望ましいとの考え方が示され、検討委員会は懇話会での保護者や地域の方々のさまざまな意見要望をもとに、決して急がず、23年3月までに小・中学校適正化計画を策定するとして地域にボールが投げられました。この計画策定に異議を唱えるものではありませんが、適正配置に当たっては、学校が地域に果たしてきた役割や地域事情を十分に考慮し、配布された資料に示されたように、児童・生徒数や学級数などから生じる諸問題をじっくり協議し、共通理解を得て進めることが必要と考えます。

そこで、感じた何点かについてお伺いいたします。1つ目として、情報の提供を積極的にしていただきたいということであり。例えば、財政面から耐震工事の費用や無駄な財政負担があれば具体的に公表すべきであります。2つ目としては、検討委員は机上の議論にならないように、委員も地域を歩き、実態の調査を研究すべきであります。3番目、統廃校によって生ずる建物や土地は貴重な財産として幅広い視点で有効活用を検討すべきである。4番目として、計画策定から実施までの期間はどの程度を考えておられるのでしょうか。児童一人一人に対する教育の施設設備、学校規模、教職員の配置や教育条件、環境が十分に配慮されなければなりませんし、地域ではまちづくりや防災の面からも、その拠点として機能を有することから、慎重な検討経過を経て計画策定されることを願い、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 神田議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、農業改革と本市の農業振興に関する御質問のうち、T P P参加交渉検討にかかわる影響と対策について答弁申し上げ、その他の項目については経済部長から、環境センターの構想については市民部長から、小・中学校適正化計画については教育委員会からそれぞれ

答弁申し上げます。

世界の穀物等の動向は逼迫した状態が継続しており、食料の多くを輸入に依存している我が国にとって、不安を抱かざるを得ない状況であることから、本年3月に策定された食料農業農村基本計画では、食料自給率の目標がこれまでの45%から50%に引き上げがなされたところがあります。これに伴う対策の一つとして、戸別所得補償制度が導入されたものでありますが、関税の全廃を原則とするTPP、環太平洋戦略的経済連携協定が締結されるとすれば、農業者の所得が補償されたとしても農産物の輸入増加を抑えることはできず、国内生産体制が崩壊することは明らかであります。TPPは8年前にニュージーランドやチリなど4カ国で始まったもので、輸出に係る補助金がない農業生産国であるオーストラリアやカナダ、ブラジルなどのケアンズグループが主力であることから、協議に参加することは、神田議員のお話にもありましたとおり、関税撤廃という土俵に上がることであり、米、小麦、乳製品、砂糖など重要品目が危機的状況に追い込まれることとなりますことから、農業への打撃は日米・日豪EPAを上回るものとなることは必至であります。また、国土や自然環境の保全など、農業の多面的機能については国民共有の財産であり、一度失われれば簡単に回復できないものであります。

そこで、本市における影響額についてのお尋ねであります。北海道での試算に準じて申しますと、本市の農業算出額が約117億7,000万円であり、その50%程度が影響すると考えられることから、農業算出額の影響額は60億円程度と見込まれるわけであります。更に、食品製造業や農業土木、その他の関連産業及びこれらの雇用等を含めると、地域の存亡にもかかわる深刻な状況になるものと考えております。このため、行政報告でも申し上げましたが、私は他の自治体の首長とともに、上川地方総合開発期成会における中央提案活動の際に、TPP参加反対決起集会を実施すべきであるとの提案を行い、12月20日、上川地方総合開発期成会及び上川地区農業協同組合長会、全上川農民連盟が主催することとし、本市からは150名、全体で1,500名規模で「TPPを検証し地域を守る上川総決起大会」を旭川市で開催することとしたものであります。この大会で、農業者や経済団体、消費者、労働団体など多くの幅広い市民とともに、参加反対の決起をアピールしてまいりたいと存じます。

また、先ほども申し上げましたが、多くの食料を依存している我が国にとって、農業は国民の生命と財産を守る重要な産業であり、とりわけ北海道は日本の食料基地として、これまで十分に寄与してきたものであります。私は今後とも全道市長会等を通じてTPP交渉参加に反対する内容の提案を行うとともに、政府や道内選出国会議員に対しましても要請活動を積極的に展開するなど、強い決意を持って対応してまいりたいと存じます。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から、中山間地域等直接支払交付金事業及びグリーンパートナー事業、みよし市と農産物交流の拡大についてお答えをさせていただきます。

初めに、見直される中山間地域等直接支払制度交付金事業についてであります。本制度は

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ多面的機能を確保するという観点から、平成12年度から実施され、土別市集落においては平成13年度から取り組みが始まり、2期9年が終了したところであります。この間、土別市集落においては農地全体を守っていくという観点に立って、農業全体の底上げとなるような土づくりに視点を置いた制度活用とし、農業生産基盤の維持、生産性や収益の向上を図るため、暗渠排水管布設事業を初めとする小規模土地改良事業や生産性持続促進事業などに取り組み、また、集落や地域活動の活性化と多面的機能を確保するため、7地区に地区交付金を配分し、耕作放棄地の防止に努めてきたところであります。

その結果、第2期対策までの取り組みの評価といたしましては、農業者及び関係機関からのアンケート結果によりますと、当初の目的である土づくりの観点から高い評価を得ており、特に排水性の改善を図る暗渠排水管布設事業では、1,000メートル当たり1ヘクタールの受益面積で換算いたしますと1,021ヘクタールもの事業が実施され、堆肥施用事業とともに多くの需要となっており、今後においても継続すべきという要望、意見を多くいただいたところでございます。

本年度からスタートした第3期対策は、中山間地域では平場に比べ高齢化が著しく、将来において農業生産活動の継続が困難になることが懸念されるため、高齢化の進行にも十分配慮した制度に見直しされております。また、面積要件の緩和により、1ヘクタール未満の小規模な団地や飛び地も協定農用地として取り組むことが可能となりました。土別市集落におきましては、緩傾斜地で90ヘクタール、急傾斜地で22ヘクタールが新たに交付対象農用地となり、その交付額は1,100万円になると見込んでおります。これらの見直しを含め、活性化事業の内容や個人交付金、地区交付金の配分見直しの要望が出されてまいりましたが、数回にわたって代表者会議で2期対策までの評価と検証を行い、各地区に持ち帰り検討をいただいた結果、9月7日の代表者会議において、次期対策においても従来通りの内容で実施していくことを確認したところでございます。

次に、23年度からの戸別所得補償制度の導入に伴い、中山間地域等直接支払制度の一部が拡充され、その中で当該制度を補完する内容として、2分の1以上は農業者個人に支払うことを原則とするという内容が示されております。これらの見直しが行われた場合、本市が実施している活性化事業への影響についてでございますが、例年1億2,000万円程度活用されてきたものが、個人交付により4,000万円程度まで縮減されることになり、今まで行ってきた事業の中止や縮小、助成率の縮減を余儀なくされ、大きな影響が出ると考えられます。しかしながら、国から示された個人支払いの改善は、あくまで原則ということであり、交付金の使途に制限はなく、最終的には協定参加者の合意、決定によりこの制度が運用できることを確認いたしましたので、代表者会議において次年度以降についても従来と同様の取り組みを行うことを決定したところであります。

次に、活性化事業の内容についてでございますが、第3期対策の見直しにもあるとおり、土別

市集落においても農家の高齢化が大きな課題であり、担い手対策とともに作業効率の向上、農作業の軽減や労働時間の短縮など高齢化に配慮した委託事業について、制度の趣旨に沿って検討してきたところであります。中でも農薬のドリフト防止は本市で生産される農産物が消費者の求める安全・安心につながる産地形成に極めて重要であり、取り組みの強化が求められてきました。神田議員お話しの無人ヘリコプターによる農薬の空中散布につきましては、農作業の軽減に加え、ドリフト防止に効果的な取り組みであるため、本年度はモデル事業として実施し、評価を得ているところでありますので、次年度以降については本市の重点課題である土づくりに加え、無人ヘリ防除に係る助成率の拡充やその他農業生産振興事業など地域課題に対応する特色ある事業の追加など、より充実した事業内容となるよう、集落代表者会議等で検討を重ねてまいりたいと存じます。

次に、グリーンパートナー事業の成果と課題についてお答えをいたします。農家の高齢化と後継者不足が深刻化している中で、農業後継者のほとんどを農家の子弟が担うことから、独身農業者の配偶者対策が求められているとともに、農業後継者が結婚することは地域の活力にもつながり、農村コミュニティの維持という観点からも重要な課題となっております。

そこで、独身農業後継者の人数についてであります。農業委員会の調べによりますと、平成22年7月時点で、土別市の独身農業者は104名であります。事業を実施するに当たり、まず初めに地域の農業委員に中心になっていただき、独身農業者の意識調査を実施しましたところ、当初抱いていた、独身農業青年は内気でおとなしいというイメージを覆し、元気でたくましい農業青年が多く、結婚活動にも積極的だということが明らかになり、事業の推進に大きな期待を持ったところでございます。そこで、グリーンパートナー事業の実施に当たりましては、単なる交流会やお見合いパーティーのような独身農業者が受動的に参加するのではなく、参加者がみずから考え行動する事業となるように企画をいたしました。具体的な取り組みの内容につきましては、都市の独身女性を対象とした農業体験として、羊のまちの日帰りツアーを実施し、市内の独身農業者12名に参加をいただくとともに、事前の研修会で参加するに当たっての心構えを学び、更に農業体験ツアーの企画段階にもかかわっていただいたところであります。

次に、この事業の成果についてであります。おつき合いに発展し成婚されることが何よりの成果でございますが、この事業を通して、参加者がみずから農業、農村の魅力を語り、独身農業者同士の交流をはぐくみ、担い手の育成が図られることが大きな成果であると考えております。そのことで、おのずと成婚される農業者が増えるものと考えております。この体験ツアーに参加した女性からは、アンケートの結果から「最初は緊張したが、いろいろなお話を聞かせていただいたので、気がついたら緊張せずリラックスして楽しめた」「周囲の方々とお話が盛り上がったので時間が短く感じられた」という意見や、「短い時間だったため、すべての人とお話することができなかった」「雨のため、屋外での収穫体験ができずに残念」という意見もございました。参加男性からは、「話をする時間が少ない」「女性も日帰りではあわただしいのではないか」「初対面同士の食事ではしを使うメニューは気を使ってしまう」など、開催

内容の課題についての意見も出されたところであります。

また、今回参加した農業者は、市内独身農業者全体の10分の1程度であり、参加を希望していたのに女性の参加人数に合わせたためお断りした方もいましたことから、今後はより多くの独身農業者が参加できるように、事業の回数や年代ごとの対応などを検討し、今回出された課題からより実りのある事業に発展するように内容の充実と拡大を図り、本事業を推進してまいりたいと存じます。

次に、みよし市との農産物交流の拡大についてであります。みよし市との交流は平成12年10月に友好都市の調印を行い、子供から高齢者までいろいろな分野で交流の輪を広げ、本年10年目の節目の年を迎えたところであります。この間、農業を基幹産業とする本市は、安全で良質な農産物の生産基地として、みよし市の市民の皆様にも理解を深めていただくため、同市の産業フェスタでパレイショ、タマネギ等の野菜の直売を行い、また、日常的に家庭で愛用していただくこと、トヨタ生協を通じて農産物の販売を行ってきたところでございます。

そこで、農産物やサフォーク製品など、特産品の通年販売についてでございますが、これまで土別の農産物が長期間店頭で販売可能となるよう農協と連携を図り、タマネギ、パレイショ、カボチャ、ニンジンの主要野菜に加え、アスパラ、メロン、ブロッコリーなど取扱品目の拡大に向け、トヨタ生協や市場と協議を重ねた結果、平成21年の実績で申し上げますと、トヨタ生協全体で約1,100万円の販売額となっているところでございます。しかし、サフォーク製品などにつきましては、産業フェスタでの販売にとどまっているのが現状であります。今後、みよし市での販売先の確保の課題もありますことから、常設での販売が可能かどうか検討をしてみたいと存じます。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、（仮称）環境センターの構想についての御質問にお答えをいたします。

土別市一般廃棄物最終処分場につきましては、昭和58年に開設をし、これまで延命化を図るべく市民、事業所等の御協力により、廃棄物の再資源化や減量化を進める一方、市内民間施設の最終処分場が建設されたことや、従来より埋立処理をしていた粗大ごみを、平成15年より愛別町ほか3町塵芥処理組合において委託処理されていることにより、現在まで27年間の使用を経過してきたところであります。

今年度処分場の残余容量調査を実施したところ、約3万8,000立方メートルの残余容量が算定され、平成24年度予定している生ごみ等のバイオマス資源堆肥化施設稼働により、埋立場が年間約2,000トン減少するものと試算しますと、今後の処分場使用期限を6年ないし7年後と推定するところであります。新処分場の建設稼働には、許認可手続を含め通常5年程度の期間が必要とされていることから、今回の調査結果を受け、新処分場建設に向けた具体的なスケジュールを立て、平成28年度の供用開始に向け各種計画の策定を進めていく予定であります。

そこで、お尋ねのありました環境センターの構想であります、施設規模としましては10万立方メートル程度の最終処分場と中間処理リサイクル施設を併設する環境プラザを計画しているところであります。これらの建設に当たりましては、事業費の3分の1が助成となる国の循環型社会形成推進交付金を活用する計画ですが、この交付要件としましては、可燃ごみの単純埋め立て、単純焼却は交付金の対象とならず、中間処理において何らかの形でエネルギーの回収を行うことが必須条件となっており、例えば焼却に伴う電気・熱回収や燃料化等の処理が必要となっているところであります。神田議員のお話にありますように、環境に対する負荷が少なく、地球温暖化を防ぎ、環境に優しく、新しいエネルギーを生み出すごみ処理が求められているところであり、現在可燃ごみの処理方法につきましても、焼却以外に固形燃料化、バイオマス化等の多様な方式が実証されてきていることから、環境への負荷、安全性及び設置費用、ランニングコスト等の効率性を初め、さまざまな観点からの調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） 私からは、小・中学校適正配置計画の策定にかかわっての御質問にお答え申し上げます。

神田議員のお話にございましたとおり、地域における学校のあり方については、学校が地域で果たしている役割や地域事情、更には今後の児童・生徒数の推移などさまざまな問題点や課題などについて、保護者や地域の方々との十分な協議と共通理解を得ることが何よりも重要なこととございます。このようなことから、適正配置計画策定に当たって、市内各地区での懇話会を開催させていただき、御意見や御要望の聴取に努めてきたところでございます。

この懇話会には検討委員会の方々にも御出席をいただき、私どもとともに直接保護者や地域の方々の御意見、御要望を伺ってきたところでございます。懇話会で出された御意見や御要望につきましては、その概要を広報紙に折り込んで全戸配布したほか、市のホームページに掲載するなど、積極的な情報提供に努めているところでありますし、今後の検討委員会での協議内容等につきましても、情報を地域の方々とも共有することが重要であるとの視点に立って、その提供に当たってまいります。

また、御指摘のとおり、限られた財源の中で地域の要望を最大限に踏まえ、学校の再編を検討する際に、校舎の状況によっては耐震改修化するよりも改築することが合理的である場合も考えられます。議員のお話のとおり、不効率な投資は避けるべきとの意見も多くありますことから、計画策定に当たっては子供たちの教育環境の整備を最重点に据え、学校のあるべき姿を見据えた計画といたしたいと考えております。

加えて、各地域での懇話会に出席できなかった方々も含め、より多くの方々から広く意見や要望を集約するため、旧耐震校舎化の保護者全員と自治会関係者を対象にアンケート調査を実施しており、これら分析結果等を検討委員会に御報告申し上げ、今日までの地域懇話会で出さ

れた御意見などを総合的に検討し、本年度中に教育長に対して提言をいただくことといたしております。

今後、教育委員会といたしましてはこの提言を踏まえ、明年3月をめどに適正配置計画を策定いたしてまいりたいと考えております。

この適正配置計画の内容につきましては、次代を担う子供たちの教育効果を第一に考えて、最適規模の学習集団を編成し、学校が学校として最大限の機能を発揮できる教育環境をつくり出すために、いかに学校の再編整備を進めていくべきかを最重要課題としてとらえ、本市の将来の年少人口予測など社会的変動要素があることから、おおむね今後20年先を見通した計画とし、まずは5年から7年までの具体的学校再編整備計画を第1期とし、その後、第2期、第3期の計画につきましては、概略の方向性を盛り込んだ計画として策定をする予定であります。議員のお話にありました、統廃合によって生じます校舎やその敷地の活用につきましては、統合や廃止が決定した段階で改めて地域の方々と活用方法について協議をすることを基本に、総合的な視点から、より効果的な活用のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時59分散会）